

ガス警報器が作動したり、ガスくさいと感じたときはすぐ東邦ガスにご連絡ください。

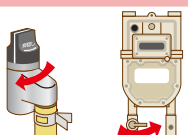
1 窓や戸を大きく開けましょう

お届けしているガスは空気より軽いので窓や戸を開ければ屋外に拡散します。



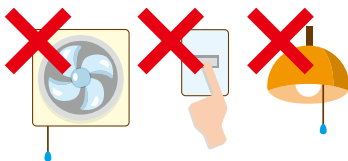
2 ガス栓やメーターガス栓を閉めましょう

ご使用中のガス機器の器具栓、ガス栓を閉め、すばやく火を消してください。



■火気厳禁

火気は絶対使用しないでください。換気扇や電灯などのスイッチに絶対に手を触れないでください。



■地震が起きても、あわてずに！

まず身の安全を確保し、揺れが止まってから使用中のガス機器の器具栓、ガス栓を閉めてください。地震後にガス機器を使用する際に、ガスくさいか、ガス機器や排気筒(煙突)などに変形やはずれなどの異常がないか確認してください。



3 東邦ガスネットワーク㈱へ連絡してください。 [24時間365日受付]

ガスくさいときの連絡先: 東邦ガスネットワーク㈱

電話 052-872-9238(愛知県)
058-272-0088(岐阜県)
059-224-0225(三重県)
FAX 052-872-8297

耳や言葉の不自由なお客さまはFAXをご利用ください。

通報のポイント

- お名前 ●ご近所の目標
- ご住所 ●その場の状況

※お部屋に限らず、屋外や共用部などでガスくさいときも連絡してください。



ガスと電気のお引越し

＜お電話でのお申込み＞
受付時間 24時間365日 0120-015455
※IP電話・海外からご利用のお客さまは052-807-1550へおかけください。

＜インターネットでのお申込み＞
受付時間 7:00～翌朝3:00

東邦ガス お引越し 検索



ガス機器の修理

＜お電話でのお申込み＞
24時間365日、訪問予約 0570-070456
※IP電話・海外からご利用のお客さまは052-889-2828へおかけください。

＜インターネットでのお申込み＞
※月曜日から土曜日の訪問予約に限りです。

東邦ガス ガス機器修理 検索



ガス機器の買替

＜お電話でのお申込み＞
受付時間 9時～18時 0120-41-0001
(祝日・ゴールデンウィーク・夏季休暇・年末年始を除く)

＜インターネットでのお申込み＞

東邦ガスWebショップ 検索



ガス工事(ガス管・ガス栓の取替等)

＜お電話でのお申込み＞
受付時間 平日9時～17時30分 0570-010104
(祝日・ゴールデンウィーク・夏季休暇・年末年始を除く)
※IP電話・海外からご利用のお客さまは052-872-8444へおかけください。

■修理のお申込み・訪問に関する詳細は当社ホームページをご覧ください。
※当社の都市ガスをお使いいただいているお客さまの家庭用ガス機器について、19時までにご連絡いただければ、当日21時までのご訪問も可能です。

ガス・電気に関する各種お問合わせ [受付: 9時～19時]

東邦ガスお客さまセンター

0570-783987

ガス漏れや停電などの緊急のご用件については24時間365日受け付けています。
●ガスくさいときなど: 上記「ガスくさい時の連絡先」へお願いします。
●停電など: 下記東邦ガスお客さまセンターへお願いします。

※音声案内に沿ってご用件の番号をお選びください。
ご用件ごとに担当窓口で承ります。
IP電話・海外からご利用のお客さまは052-889-2828へおかけください。



「ユニバーサルデザインフォント」
視認性・判読性に優れた
ユニバーサルデザインフォント
(書体)を使用しています。

2025年12月1日発行

120,000(SK)

快適ガスライフの

基礎知識

保存版

安心してガスをお使いいただくために



動画

ガスをお使いになる際の 安全・安心への合言葉

ガスをお使いいただく際にご注意いただきたい
5つの場面のポイントを動画でご紹介しています。
是非ご視聴ください。



おすすめ動画を確認
合言葉 動画ガチャ

どの動画を観たら良いか、迷った
あなたには、ガチャがおすすめを
セレクト!

ガチャを回す

<https://www.tohogas.co.jp/douga-anzenanshin/>



ホアンペア隊長と行く!! ガスのあんしん 探検隊

ガス栓・接続具の巻

安全にガスを使用するために大変重要な「ガス栓」と
「ガス機器」をつなぐ「接続具」について
ホアンペアたちと一緒に見てみましょう!





「快適ガスライフの基礎知識」は、お客さまに安全・安心してガスをご使用いただけるよう、大切な事柄を、イラストと図柄(アイコン)でまとめた冊子です。
本冊子は、「安全のために必ずお読みいただくページ」、「お客さまがご使用されているガス機器のページ」、「東邦ガスからのお知らせのページ」の3つのパートで構成されています。是非ともご一読ください。
なお、以下に記載の図柄(アイコン)は以降のページで使われています。
本ページの内容と対比させながらお読みください。



必ず換気をしてください
不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒事故を防止するため、換気扇やレンジフードのスイッチを入れるか、窓などを開けてからガス機器をご使用ください。室内でガス機器を使用する際、換気をしないと室内の空気が汚れ、室内の酸素濃度が低下することなどによりガス機器が不完全燃焼するおそれがあり**危険**です。軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。



「いつもと違う」ときは、使用を中止し、ご連絡ください
ガスくさい、火の着きが悪い、お湯がすぐ水になるなど、いつもと違う事象が発生したらガス機器からの異常のサインかもしれません。また、ガス機器使用中の不快感におい、炎のあふれあるいは本体が異常に熱くなるなどの事象はガス機器が故障しているおそれがあります。ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。特にガスくさいときは、ただちに当社(→裏表紙)にご連絡ください。24時間受け付けています。



経年劣化にご注意ください
ガス機器や接続具などは長年のご使用により劣化します。ガス機器の設計上の標準使用期間は製造から「10年」です。この標準使用期間を超え、そのままご使用を続けると、ガス漏れや不完全燃焼を起こし、爆発、火災あるいは一酸化炭素(CO)中毒など、重大な事故になるおそれがあります。古くなったガス機器や接続具は早めのお取替えをおすすめします。ガス機器を安全に効率よくご使用いただくため、取扱説明書などを参考に、日常点検・定期点検をお願いします。



取扱説明書を事前にご確認ください
ガス機器や接続具などを安全にご使用いただくため、これらを新たにご使用になる前には、取扱説明書をよく読み、内容をご確認ください。取扱説明書には、日常の点検などについても記載されています。大切に保管していただき、ときどき内容をご確認ください。



排水口のつまりにご注意ください
浴室内に設置された機器の場合、排水口がつかると風呂がまが冠水し、点火しにくくなるなどの故障が発生するおそれがあります。そのまま繰り返し点火操作を行うと異常着火の原因となります。異常着火を起こすと、大きな音がしたり、風呂がまのカバー(ケーシング)が変形したりしますので、排水口のつまりがないようお手入れをしてください。



建物外壁塗装工事中的お客さまへ
外壁塗装工事の際に、やむをえず給排気筒(煙突)・換気扇・給気口などの給排気設備をビニールなどで覆う場合、そのままの状態でご使用すると、すぐ消えてしまったり、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあり**大変危険**です。ご使用にならないでください。



自然災害後は点検してからガス機器をご使用ください
台風・大雪・地震などの自然災害のあとは、ガス機器やガス機器に接続されている排気筒(煙突)なども被害を受けているおそれがあります。重大な事故を未然に防ぐため、お客さまご自身で自然災害発生の前から変化が生じていないか確認し、ガス機器をご使用ください。

目次

快適ガスライフの基礎知識の使い方	1
ガスの特性と安全な取扱い	7・8
自然災害や緊急時の場合には	9
ガス設備の所有区分・保安責任区分	10
ガス機器の経年劣化	11・12
正しい接続で安全に	13・14

ガスコンロ・小型湯沸器	15
風呂がま・給湯器(CF式)	16
屋内式 風呂がま・給湯器(FE式)	17
風呂がま・給湯器(BF式・FF式)	18
屋外式風呂がま・給湯器(RF式)	19
ファンヒーター・ストーブ・衣類乾燥機	20
業務用にガス機器をご使用のお客さまへ	21

ガス料金等のお支払い方法と供給約款料金の算定方法	22
トクトク料金	23・24
ガスのご契約に関する重要事項	25~28
電気料金プラン	29~33
電気のご契約に関する重要事項	33~36
クーリング・オフのお知らせ	36
お客さま情報の取扱い	37~39
インターネットによる支払方法のお手続き	40
ガス使用開始に伴う作業結果のお知らせ	41
ガスメーターでガスが止まったときは	42
ガスくさいときは	43

ガスをお使いいただく際のご注意	2
東邦ガスくらし	3
東邦ガスのサポート体制	4
安心・快適・おトクなサービス	5・6

ガスをお使いになる際の安全・安心への合言葉



ガス機器を使うとき

ちょっと待て
このガス栓は
開けて良い？

機器に接続されていないガス栓を誤って開けないよう確認してから開けましょう。

ガス管工事や給湯器設置のとき

ガス工事
自分でやつては
ダメですよ

ガス管工事や給湯器の設置は高度な技術が必要です。ご自身で行うとガス漏れなどの原因になります。
必ず東邦ガスくらしショップまたは当社に申し込んでください。

ガス機器を移動するとき

ガス栓を
開けたままでは
動かさない

ガス機器の取外しは、必ずガス栓を閉めてから行ってください。開いたまま接続具がはずれるとガス漏れの原因となり危険です。
※部のガス栓

ガスをお使いになる時に
注意していただく一例です。

ガスくさいとき

におつたら
点火操作は
絶対禁止

ガスくさいと感じたら窓を開け換気をし、絶対に点火操作しないでください。ガス機器の使用方法が分からないときは、取扱説明書で確認してください。

ガス機器を使うとき

まず確認
換気装置の
スイッチ・オン

ガスが燃焼するためには、新鮮な空気(酸素)が必要です。換気が不足すると一酸化炭素中毒につながるおそれがあります。

安全・安心への合言葉が動画でもご覧いただけます。
<https://www.tohogas.co.jp/douga-anzenanshin/>



安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

明日のくらしを、今日より豊かに。

東邦ガスくらし

一人ひとりに寄り添うくらしのパートナーとして、

理想のくらしの実現をサポートしていきます。

あなたのくらしを豊かにするサービス、はじまっています。



東邦ガスくらしショップ

くらしのことならなんでも話せる
お客さまの身近な相談窓口。



東邦ガスくらし体験館

最新コンロの実演や、キッチン・バスの
模型を使った空間イメージ等、くらしを
豊かにするモノやサービスを体験できます。



都市ガスまたは電気とのセット割適用で
毎月770円(税込)おトク！

※ 東邦ガス(株)は(株)USEN NETWORKSの媒介事業者です。



東邦ガスくらしの水

東邦ガスグループのお水の宅配サービス
お水は欲しいときに欲しい分だけ注文可能！
おトクに始められる特典もご用意しております！



ガス機器の修理受付や訪問修理の体制は
ガス会社で異なります。
ガスは**東邦ガス**におまかせください！



例えばガス機器のこんなお困りごと

お風呂の給湯器が故障…。
もうこんな時間だけど、
不安だし相談したいわ…。



ガス機器の「故障かな？」
と思った場合は、
「セルフ故障診断」
をご活用ください。

日中は仕事で家にいないから、
週末まで修理できないのかしら…。
お風呂に入りたいわ…。



急な故障で修理
その間ガス機器が使えない、
困ったわ…。



東邦ガスが解決します！

修理受付は**24時間365日**！
※修理受付のみ(訪問は含みません)

ガス機器に関する教育を受けたオペレーターが
お客さまのご相談に対応します。

0570-070456

※IP電話・海外からご利用のお客さまは、
052-889-2828へおかけください。(お客さまセンターで受付いたします)



- エラーコードやお困りの症状を選択いただくと、考えられる原因や一般的な対処方法を診断結果として確認することができます。
 - 「セルフ故障診断」の診断結果を確認してから、Webで修理申込することも可能です。
- ※月～土曜日の19時までの訪問予約に限りです。
※Web申込は当社とガス契約のあるお客さまに限りです。



訪問修理は**21時まで**！

※19時までにご連絡いただければ、当日21時までのご訪問も可能です。

※当社の都市ガスをお使いいただいている
お客さまの家庭用ガス機器が対象。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

当社の研修センターで教育・訓練を受け、
独自の資格を取得したスタッフが作業。
作業結果も丁寧に説明いたします。



ガス機器一時貸し出し
サービス **無料**

当社の都市ガスをお使いのお客さまには、ガスコンロ・ガスファンヒーターの修理
が初回修理出張日に完了しなかった場合でも、修理が完了するまで代わりのガス
機器(カセットコンロ・ガスファンヒーター)を無料で貸し出しすることが可能です。
※貸し出し機器の台数に限りがあるため、貸し出しできない場合があります。
詳しくは当社ホームページをご覧ください。

お引越しの手続きは、ガスも電気も**24時間365日受付**

0120-015455

※電話受付のみ(訪問は含みません)
※IP電話・海外からご利用のお客さまは
052-807-1550へおかけください。



ガス事業法に基づき、本冊子を配布させていただいております。本冊子をお読みいただき、
必要な時にご活用いただけるよう大切に保管してください。

らくらくメンテ

月々のわずかなお支払いで
もしもの故障時にしっかりサポート。
給湯器とビルトインコンロの
メンテナンスサービス。

給湯器最大**10年間** ビルトインコンロ最大**8年間**

修理費無償

給湯器をご利用なら

給湯器単体プラン
月額メンテ
サービス料金 **280円** (税込) ※2

ビルトインコンロをご利用なら

ビルトインコンロプラン
月額メンテ
サービス料金 **99円** (税込) ※2

※1 月額メンテサービス料金をお支払いいただくと、無償修理期間中に生じた故障の修理代はかかりません。ただし、お客さまに起因する故障、地震・雷・火災・水害等による故障は、無償修理の対象外となります。また、性能上の故障でない場合も無償修理の対象外となります。無償修理は、対象機器の機種（給湯器の場合は号数）ごとに定める無償修理上限額までとします。修理回数に上限はございません。

※2 お申込み時期に応じて、月額メンテサービス料金は異なります。月額メンテナンス料金は、消費税10%を加算した税込価格です。

らくらくメンテのご利用条件・サービスの内容等は…

東邦ガス らくらくメンテ

検索

<https://www.tohogas.co.jp/rakuraku-mainte/>

※本サービスのご利用条件等の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

らくらく暮らしサポート

住まいのトラブル対応からレジャーのご優待まで、
あると便利なサービスが
盛りだくさん。

皆さまの安心・快適な
暮らしをサポートします。

月額料金
305円 (税込) ※2
ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検
サービス等は別途料金が
かかります。

① 緊急駆けつけサービス

水まわりや窓ガラス、玄関鍵、電気設備、エアコン・レンジフードのトラブルに対して緊急で駆けつけるサービスです。

② 各種優待割引サービス

※1 全国のホテルや旅館、
例えば…
コメダ珈琲店でサイズアップ無料！
名古屋港水族館の入館券20%OFF
映画、グルメ、ショッピングなど、暮らしを豊かにするさまざまなメニューがお得になる優待サービスです。

※1 掲載内容は2025年1月時点の情報です。予告なく変更になる場合がございます。

③ ガスコンロ清掃・ガス給湯器点検サービス

ガスコンロの清掃・ガス給湯器の点検を5,080円(税込/回) ※2
でご利用できるサービスです。

※2 月額料金、サービス料金は、消費税10%を加算した税込価格です。

らくらく暮らしサポートのご利用条件・サービスの内容等は…

東邦ガス らくらく暮らしサポート

検索

※本サービスのご利用条件等の詳細は、当社ホームページ
をご覧ください。

※飲食店、事務所、学校、病院等、業務用でガスをお使いのお客さま
(店舗併用住宅含む)はお申込みいただけません。

安心してガスをお使いいただくために。

都市ガス警報器リース

ガスもれとCO^{*}の発生を知らせるので
台所におすすめ！

※COとは不完全燃焼で発生する一酸化炭素のことで、
わずかでも吸引すると大変危険です。

リース
料金

月々**418円/台** (税込)
月々380円/台 (税抜)

リース期間 **5年**
有効期限 **5年**

●リース料金総額 (全期間分)
418円/月×60回払い=25,080円 (税込)
380円/月×60回払い=22,800円 (税抜)

警報器のリース契約は、当社または当社がガス小売事業者
となるガス取次事業者と都市ガス使用契約を締結していた
だいているお客さまに限り、お申込みいただけます。

東邦ガス 警報器

CA-B1 [壁掛用]



電気も東邦ガスグループにおまかせ！

電気料金は、燃料価格（原油、液化天然ガス、石炭）の変動に応じて、燃料費調整額として電気料金を毎月調整いたします。
当社電気料金は、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格に上限を設定していないため、平均燃料価格に上限を設定
している他社の電気料金と比べて高くなる場合があります。

契約電流20A以上なら、中部電力ミライズの従量電灯B・Cよりおトク！

東邦ガスの電気のメリット!!

中部電力ミライズの従量電灯Cに相当する方には
ビジネスプランをご用意しております。

メリット1 料金がおトク

ファミリープランで、契約電流50A、
月間400kWhご使用の場合
年間約**4,700円**程度
おトク!! ※2

メリット2 節電チャレンジで ポイントゲット!

当社の対象の電気料金プラン
をご契約なら、
節電チャレンジ
(デマンドレスポンス)
に参加してポイント
を貯められます。
詳しくはこちら▶

メリット3 料金の支払いに応じて ポイントがたまる

Club TOHOGAS会員※なら毎月の
電気・ガスのお支払い額に応じて、
がすてきポイントがドンドンたまる!
※Club TOHOGASに対象電気契約
のお客さま番号をご登録いただい
ているお客さま 詳しくはこちら▶

200円
につき
1ポイント

※1 当社のシンプルプランI・IIまたはファミリープラン・ビジネスプランと中部電力ミライズの従量電灯B・Cとの比較です(2025年12月現在)。契約電流15A以下の場合、使用量によってはおトクにならない場合がございます。なお、中部電力ミライズおよび当社の電気料金に係る割引は含んでおりません。※2 当社のファミリープランと中部電力ミライズの従量電灯Bとの比較です(2025年12月現在)。試算には燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および電気料金に係る割引を含みません。消費税等相当額を含みます。月々のご使用量によっておトク額は変動します。また契約電流が15A以下の場合、使用量によってはおトクにならない場合がございます。



東邦ガスWeb会員サービス

がすてき

検索

Club TOHOGASならイコトいろいろ♪

ガス・電気料金や使用量の確認、各種手続きも便利! **会員登録 無料**▶
パソコン・スマホから今すぐ登録!



イコト
1

当社の都市ガスをご契約なら、
素敵な賞品がその場で当たる
「がすてきくじ」がもらえる!

●毎月15日にサイト内の専用ページに
「がすてきくじ」を配信!
●抽せんに当選すると、
その場でデジタルギフト
などが当たる!

※「がすてきくじ」の配信には条件がございます。
詳しくはWebをご確認ください。

イコト
3

がすてきポイントで
エコに貢献!

●がすてきポイントを
グリーンエコがすてきポイントに交換
することで、CO₂排出の削減に貢献
できるカーボン・オフセット都市ガス※
が利用可能!

※天然ガスの採掘から使用するまでに発生する
温室効果ガスを、別の場所の取り組みで削減・吸収
したCO₂と相殺したLNGを活用した都市ガス。
詳しくはWebをご確認ください。

イコト
2

がすてきポイントを
ためておトク!

年間最大
1,000pt

●料金や使用量を確認してためる!
●コンテンツを利用してためる!
●ガス・電気料金のお支払いや
提携先ポイントへの交換につかえる!
さらに当社の電気をご契約なら、
お支払い額に応じて自動でポイントがたまる!

※サービスの利用やお支払い額に応じたがすてきポイントの進呈
には条件がございます。詳しくはWebをご確認ください。

さらに
便利!

スマホアプリの
ダウンロードと初回設定完了で
100ポイントもらえる!

●節電チャレンジへの参加でポイントがもらえる
●類似世帯との使用量の比較ができる
●ガス・電気料金がひと目でわかる

※アプリの利用にはClub TOHOGASの
会員登録および契約情報の登録が必要です。
※節電チャレンジには当社の対象電気プランの
契約が必要です。
詳しくはWebをご確認ください。

ダウンロード・
詳細はコチラ



お届けしているガスの種類は都市ガス(13A)です 「都市ガス(13A)用」のガス機器をご使用ください

都市ガスの特性

お届けしているガスには、有毒な物質である一酸化炭素(CO)は含まれておりません。正しくお使いいただければ、一酸化炭素(CO)中毒は起こりません。しかし、**取扱いを誤ると不完全燃焼による一酸化炭素(CO)中毒や爆発などのおそれがあり、大変危険**です。ご注意ください。

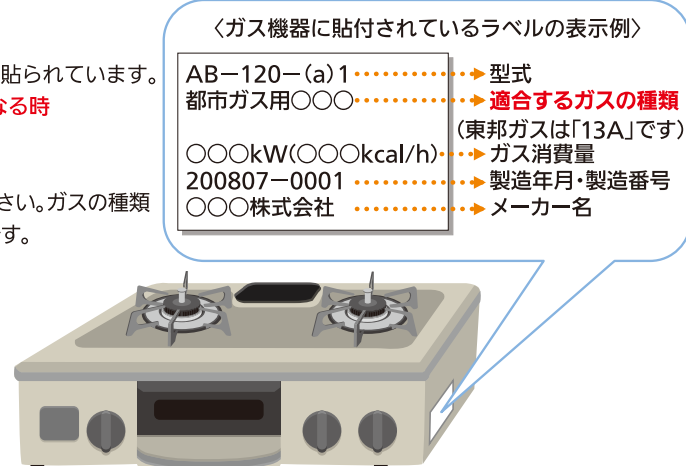
ガス機器はガスの種類と合うものを

ガス機器がガスの種類と合っていないと、正常な燃焼をせず、**有毒な一酸化炭素(CO)が発生して、中毒などの原因となり、大変危険**です。

ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。

- 今までご使用されていなかったものをお使いになる時
- 新しくガス機器をお買い求めになる時
- お引越しの時

ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。ガスの種類が合っていない場合は、ガス機器の調整(有償)が必要です。



ガスを安全にお使いいただくには

当社では、法で定められた保安に関する事柄を含め各種の保安対策に努めておりますが、お客さま自身もご自宅の安全はご自身で守るという考え方で、安全使用などに関する注意事項を守っていただくことが大切です。

ガスを安全・安心にお使いいただくためのご案内

ガス機器修理

24時間365日、ガス機器に関する教育を受けたオペレーターが電話受付しています。また、インターネットでも受け付けています。

当社の都市ガスをお使いいただいているお客さまの家庭用ガス機器については、21時まで修理に伺います(詳しくはホームページをご覧ください。)

ガス設備の安全点検

ガス事業法では4年に1回以上、お客さまの給排気設備などの調査やガス漏れの検査を行うことになっています。当社は法定点検項目に加え、小型湯沸器の一酸化炭素(CO)濃度の測定や、ゴム管などの接続具の点検、ガス機器の安全な使用方法の説明などを自主的に行っています。



安全点検の概要を動画でご覧いただけます。
詳しくはコチラから。

安全なガスのご利用に関する取組み

お客さまとの接点機会を通じて、安全型ガス機器への取替えのすすめや、ガス機器の安全使用に関する情報発信を行うなど、ガス事故の防止に努めています。



お客さまの安全確保に向けた
保安の取組みについてはコチラから。

ガス機器を安全にご使用になるには、新鮮な空気と換気が必要です

ガス機器の不完全燃焼とは

●ガスが燃焼するためには、新鮮な空気(酸素)が必要です。酸素が不足したり、ガス種とガス機器が適合していないと、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因になり、**大変危険**です。

●軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状があります。症状が重い場合、死亡につながるおそれがあります。不完全燃焼防止装置がついている場合でも、不完全燃焼を起こすおそれがありますので、必ず換気してください。

空気中の一酸化炭素(CO(%))と 吸引時間による中毒症状

CO(%)	呼吸時間による中毒症状
0.04	1～2時間で前頭痛や吐き気、 2.5～3.5時間で後頭痛がします
0.16	20分で頭痛、めまい、吐き気、 2時間で死亡
0.32	5～10分で頭痛、めまい、 30分で死亡
1.28	1～3分で死亡

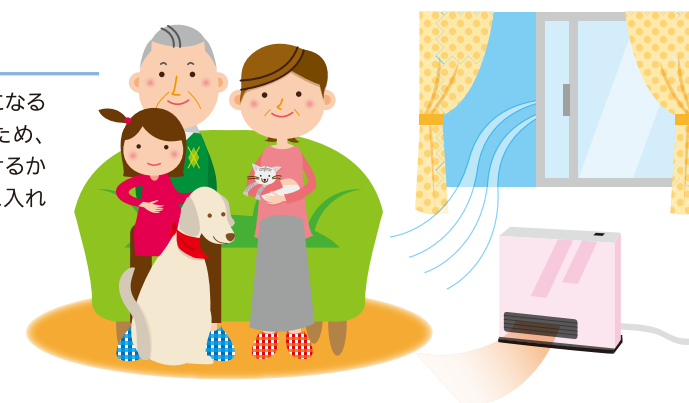
キッチンで

コンロや小型湯沸器などをご使用になる時は、必ず換気扇やレンジフードを使用するか、窓を開けて換気してください。



お部屋で

ファンヒーター・ストーブなどをお使いになる時は、たとえにおいがなくても安全のため、1時間に1～2回(1～2分)程度、窓を開けるか換気扇を回すかなどして、新鮮な空気に入れ替えてください。



もしものために暮らしを見張ります

住宅用火災・ガス・CO警報器

火災・ガス漏れ・不完全燃焼を発見、音声でお知らせ。

火災の煙(または熱)を感知するほか、万一のガス漏れや不完全燃焼による一酸化炭素(CO)を検知して、警報ランプと音声でお知らせします。

※警報器は有効期限がすぎる前に、お取替えが必要です。



自然災害や緊急時の場合には

地震や台風などのあとは、ご使用のガス機器の確認をお願いします

災害により、ご使用のガス機器の排気筒(煙突)や、接続具などが損傷しているおそれがあります。必ず異常がないか確認してからご使用ください。

なお高層マンションにお住まいの方は、緊急時の避難経路などを事前にご確認ください。



まずは机の下に身を隠すなど身の安全を確保してください。

【震度5相当以上の地震の場合は、ガスメーター(マイコンメーター)の安全装置が働き、ガスの供給を遮断している場合があります。】

揺れがおさまってから、使用していたガス機器の火を消して、ガス機器の状況などに異常がないか確認してください。

地震のあとは、特に確認をお願いします。



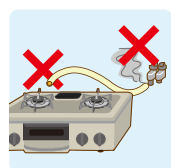
テレビ・ラジオなどを活用して安全を確保してください。状況が落ち着いたら、ガス機器の異常がないか確認してください。

強風・大雪のあとは、特に確認をお願いいたします。

自然災害のあと、再びガスを使うときは以下のことを確認してください。

〈ガスのにおいはしませんか?〉

ガス機器の周りで
ガスのにおいがしないか確認してください



ガスソフトコード(ゴム管)が外れたり、抜けかけたりするおそれがあります。また屋内のガス配管が損傷しているおそれもあります。ガス栓やメーターガス栓を閉めてください。ガスくさい場合は、電気のスイッチの入り切りや、火気の使用は絶対におやめください。

〈換気設備は作動しますか?〉

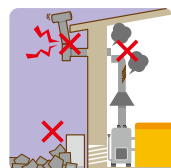
停電で換気設備が
使えないときは使用を控えてください

自然災害後に停電が発生した場合、換気扇などの換気設備が作動しません。やむなくガスコンロなどをご使用になる場合は、必ず窓を開けるなどして十分な換気を行いながらご使用ください。



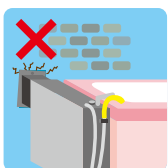
〈給排気設備を確認してください〉

排気筒(煙突)や給気口に
異常がないか確認してください



屋根からの落下物などにより、排気筒(煙突)がはずれたりへこんだりするおそれがあります。また、ガス機器を燃焼させるための空気を取り込む給気口がふさがれるおそれもあります。

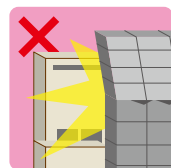
壁との間にすきまができていないか
確認してください



浴槽や風呂が壁からずれて、すきまができてしまう可能性があります。そのまま使用すると、風呂がまの排気ガスがそのすきまから浴室のなかに流入する危険があります。

〈外にあるガス機器も確認してください〉

壁などが倒れて、ガス機器に
ぶつかっていないか確認してください



ガス機器に強い衝撃が加わると、ガス機器が変形または破損するおそれがあります。

排気の出口がふさがれていないか
確認してください

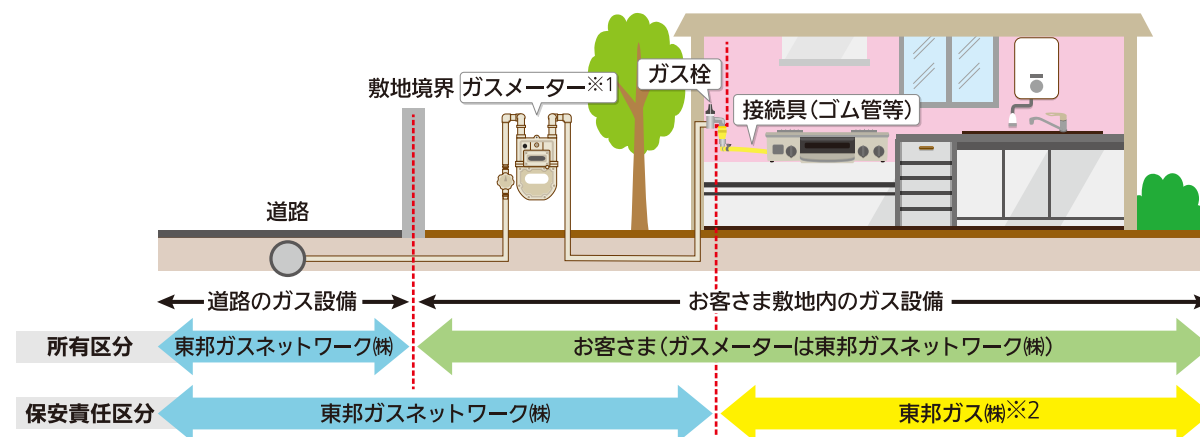
植木などが強風で倒れたり、ビニールなどが飛来したりして、屋外に設置されているガス機器の排気口をふさぐことがあります。降り積もった雪がガス機器下部の給気口をふさぐことがあります。そのまま使用すると異常着火の原因となり、ガス機器のカバー(ケーシング)が変形するおそれがあります。



ガス機器を使用していて目がチカチカしたり、気分が悪くなったり、不快な臭いがした場合は、ただちに使用を中止してください。

異常を確認した場合は、火災や一酸化炭素(CO)中毒などになるおそれがあり、**大変危険**ですので、東邦ガスくらしショップまたは当社に点検・修理(有償)を依頼してください。

ガス設備の所有区分・保安責任区分

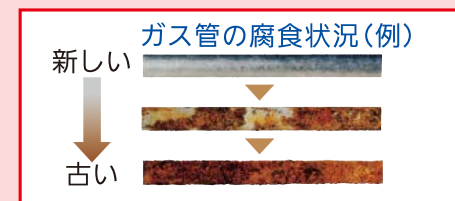


※1 ガスメーターは計量法にもとづき検定満期(7年または10年)が来たら取り替えます。

※2 ガス漏れ対応は東邦ガスネットワーク(株)。

お客様敷地内のガス管は古くなっていませんか

見えないところで、腐食は進行しています。



土の中に埋められた亜鉛メッキ鋼管(白ガス管)は、古くなって腐食がすすみガスが漏れることがあります。(※土質や環境によって腐食の度合いが異なります。)

交換

腐食や地震に強いガス管です。

ポリエチレン管
ポリエチレン被覆鋼管
硬質塩化ビニル被覆鋼管

腐食や地震に強く、災害対策にも有効です。なお、交換費用はお客様のご負担になります。詳しくは当社にお問い合わせください。



敷地内で工事を行う場合は、ガス管に注意してください。

- 増改築や解体工事の際に誤ってガス管を損傷しないよう、ガス管の位置に気をつけてください。
- ガス管の位置・深さの調査、工事を行われる際のアドバイスをいたします。工事前に当社にご連絡ください。
- 工事業者の方へも注意して工事を行うようお伝えください。

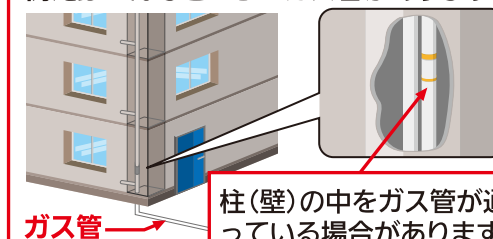
建物所有者・管理者の皆さまへ

ガス管の劣化は見えないところで進行している場合があります。

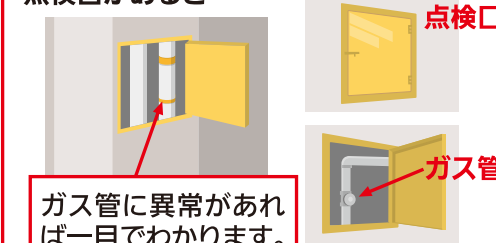
外からガス管の状態を確認出来ない場合は点検口などを新しく設けるよう建築業者などにご確認の上、ご検討をお願いします。※点検口などを設ける場合は、建物の構造などを考慮する必要があります。

ガス管の状態を確認するために点検口などが必要です。

例えばこんなところにガス管があります



点検口があると...



ガス管の状態を確認することは、ガス漏れなどの事故を未然に防ぐために大切です。

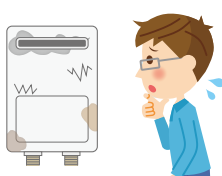
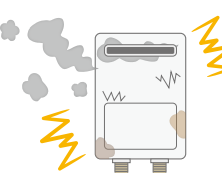
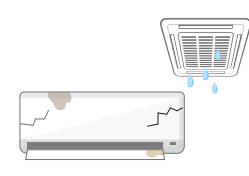
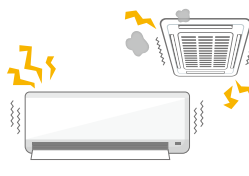
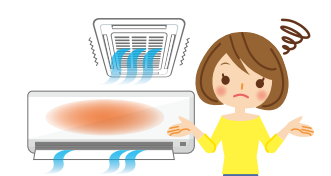
ガス機器の設計上の標準使用期間^{*}は、製造から「10年」です。

この標準使用期間を超え、長期間ご使用されますと、経年劣化が進むため、機器の故障や安全性を損なうことで発火や火傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

古くなったガス機器は、お早めのお取替えをご検討ください。

※ガス機器の設計上の標準使用期間とは、標準的な使用頻度で適切に使用・維持管理された場合に、安全上支障なく使用できる標準的な年数のことです。
(ガス機器：ガス給湯器・ガス小型湯沸器・ガス温水浴室暖房乾燥機・ガスコンロ・ファンヒーター)

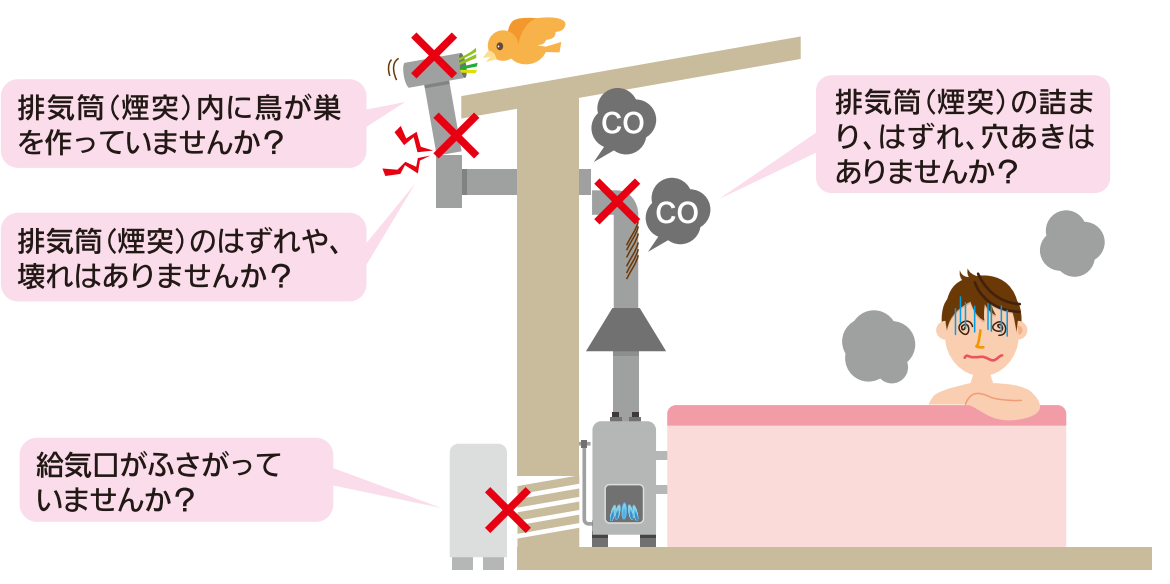
ご注意 次の症状は、ガス機器の経年劣化の一例です。
気になる経年劣化の症状があった場合は、ご使用をお控えいただき、お買い上げいただいた販売店や当社へご連絡ください。また、症状がなくても古くなったガス機器はお取替えをご検討ください。

給湯器	ガス機器の 経年劣化の例	見て気づくこと	音やにおいで気づくこと	使用中に気づくこと		
		 チェック項目 □水漏れしている。 □本体ケースが変形して たり、ひどく錆びている □排気口や給気口の周りが 黒くなっている。	 □使用中に異音・異臭がする。 □発煙している。	 □たびたびエラーが表示されるようになった。(注1) □お湯の温度が安定しない。(熱い、ぬるい) □お湯にならないことがある。		
浴室暖房乾燥機	ガス機器の 経年劣化の例	見て気づくこと	音やにおいで気づくこと	使用中に気づくこと		
		 チェック項目 □本体の一部が変色・変形 している。 □吹き出し口が黒く変色して いる。 □水が垂れてくる。 □フロントパネルと天井に すきまがある。	 □運転音が大きくなった。 □使用中に異臭(焦げ臭い) がする。 □振動が大きくなった。	 □衣類乾燥に時間がかかる ようになった。 □暖房が暖まらにくくなった。 □フィルターランプが点滅 している。 □本体が異常に熱くなる。 □本体をさわるとガタつく。 □なかなか運転しない。 □動作が不安定である。 □ブレーカーが落ちる。 □たびたびエラーが表示さ れるようになった。(注1)		
ガスコンロ	ガス機器の 経年劣化の例	見て気づくこと	音やにおいで気づくこと	使用中に気づくこと		
		 チェック項目 □外観に錆や腐食がみら れる。 □部品が外れている。 □部品が変形している。	 □異臭(ガスの臭い)がする。 □使用中に異音がする。 □点火時の音が大きくなった。	 <table><tr><th>点検操作時</th><th>使用中</th></tr><tr><td>□なかなか点火しない。 □炎が大きく上がる。 □点火操作のつまみやボタン がグラグラしている。 または、固まって動かない。</td><td>□途中で火が消えてしまう。 □炎が黄色(赤)くなった。(注2) □天板が異常に熱くなる。 □たびたびエラーが表示さ れるようになった。(注1)</td></tr></table>	点検操作時	使用中
点検操作時	使用中					
□なかなか点火しない。 □炎が大きく上がる。 □点火操作のつまみやボタン がグラグラしている。 または、固まって動かない。	□途中で火が消えてしまう。 □炎が黄色(赤)くなった。(注2) □天板が異常に熱くなる。 □たびたびエラーが表示さ れるようになった。(注1)					

(注1) 液晶表示部にエラーコードを表示したり、ランプが点滅したり等、機種により異なります。
(注2) 室内で加湿器を使用している場合、炎が赤くなる場合がありますが、異常ではありません。

排気筒(煙突)はときどき点検を

- 排気筒(煙突)が詰まっているなど不備があると、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因になり、**大変危険**です。下図のような状態になっていないか、点検を行ってください。
- 隠ぺい部に設置されている排気筒(煙突)も点検してください。隠ぺい部に設置されている排気筒(煙突)の腐食による穴あきやはずれにより、排気ガスが室内に入り込み、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあります。

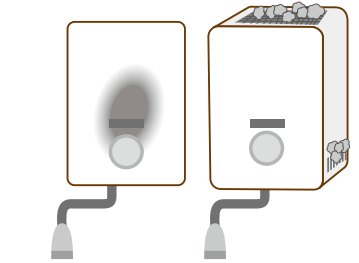


〈天井裏などの隠ぺい部にある排気筒(煙突)から排気が漏れて事故が起こっています〉

天井に結露痕(シミ)がないか、排気筒(煙突)に穴あきやはずれがないか、排気筒(煙突)に巻いている断熱材に穴あきや、シミがないかを点検してください。異常を見つけた場合は、ガス機器の使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。点検口がない場合は、排気筒(煙突)すべてが点検できる点検口の設置をお願いします。

ガス小型湯沸器

湯沸器の給気口や排気口に詰まりや汚れがあると不完全燃焼を起こすおそれがあります。
●時々、詰まりや汚れがないかチェックしてください。
●詰まりや汚れがある場合や機器本体の塗装が部分的に黒く変色していたら、東邦ガスくらしショップまたは当社に点検・修理(有償)をお申し込みください。



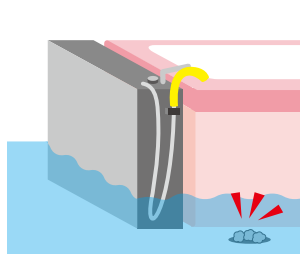
ガスコンロ

バーナーが目詰まりしたまま使うと不完全燃焼を起こすおそれがあります。
●時々器具ブラシなどでお掃除をしてください。



ガス風呂がま

●ガス風呂がまが水につかると機器本体内に水が浸入して、炎があふれ、火災や機器損傷の原因となったり、不完全燃焼の原因となります。
●空だきに注意してください。ガス風呂がまや浴槽を傷めたり、火災の原因にもなります。



安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

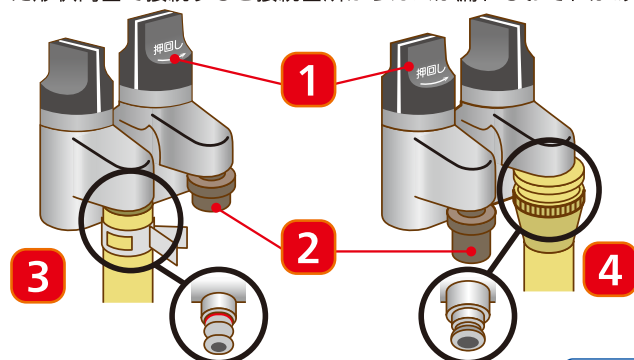
ガス栓とガス機器との接続には注意が必要です

ガス栓と接続具をつなぐ形状は、ガスソフトコード(ゴム管)用とガスコード用の2種類があります。

またガス機器にも2種類の接続口があります。

接続具はそれぞれの接続形状にあったものをご使用ください。

違った形状同士で接続すると接続箇所からガスが漏れるおそれがあります。

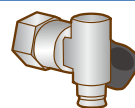


ガス栓接続口が「ホースエンド」形状

ガス栓接続口が「コンセント」形状

日常のチェックポイント

- 1 機器に接続されていないガス栓を誤って開けていませんか？
- 2 使わないガス栓にガス栓キャップをかぶせていますか？
- 3 ガスソフトコード(ゴム管)の接続は、ゴム管止め(ガス栓側・機器側)でしっかり固定されていますか？
- 4 コンセントガス栓の接続面は、しっかり差し込まれていますか？

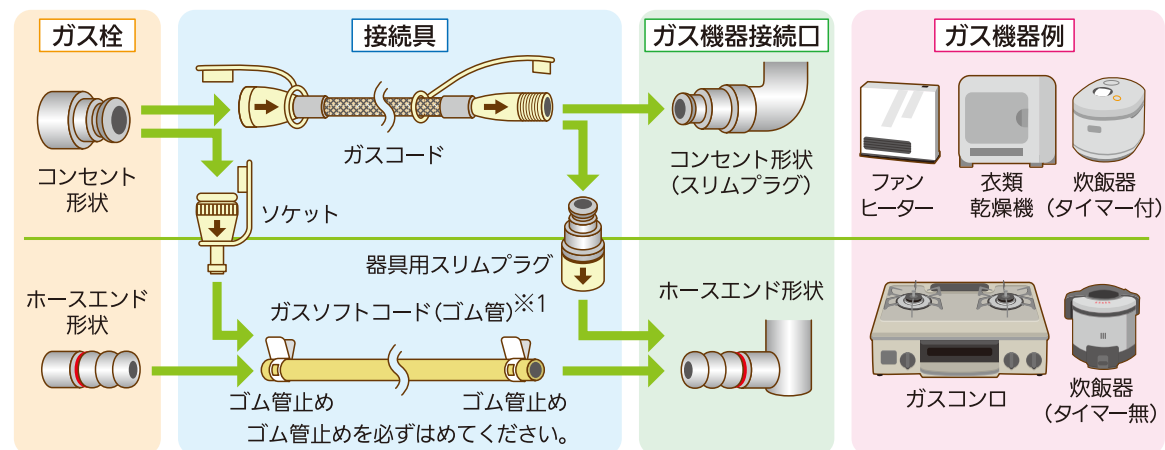


コンセントガス栓(つまみなし)は、ワンタッチによる取付や取外しで、自動的にガスを流したり止めたりします。

適切な接続具の選び方

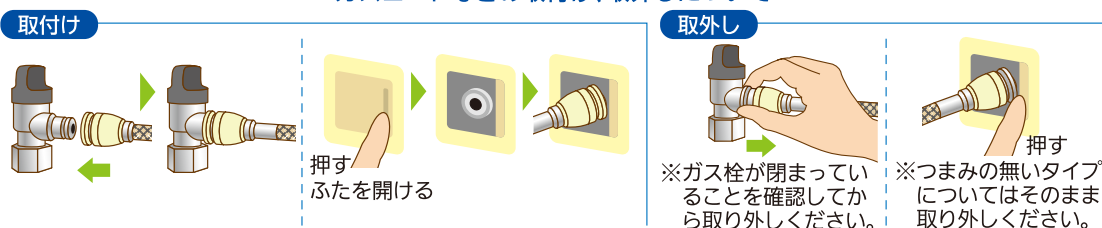
接続する場合には、ガス機器及び接続具の取扱説明書をよく読んでいただきその内容を理解し、接続口の形状やサイズに合ったものをご使用ください。

ガス機器は一例です。お持ちのガス機器のガス接続口の形状を確認の上、下記の注意事項にしたがって接続してください。下記以外の接続方法については、東邦ガスくらしショップまたは当社にお問い合わせください。



※1 ガスソフトコード(ゴム管)は都市ガス用をご使用ください。

ガスコードなどの取付け、取外しについて



接続具を外すときは注意してください

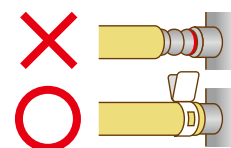
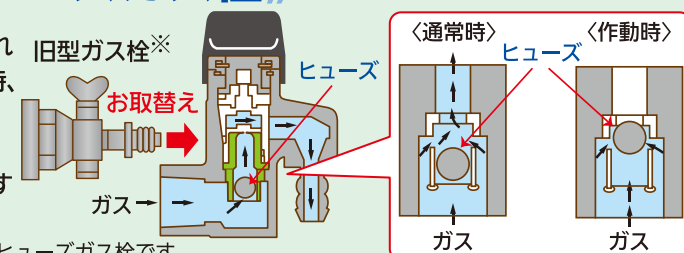
ゴム管の取外しは、ガス栓ツマミのあるガス栓では、必ず閉止してから行ってください。ガス機器を移動するときなどにガス栓が開いたまま接続具が外れると、ガス漏れの原因となり、**危険**です。ご注意ください。

おすすめします ヒューズガス栓

図柄(アイコン)の内容は1ページご参照

- 万一ゴム管がはずれたり、途中で切れたりして多量のガス漏れがあった時、自動的にガスを止めます。
- 旧型ガス栓をご使用のお客さまは、ヒューズガス栓へのお取替えをおすすめします。

※現在、当社が新しく取り付けているガス栓はヒューズガス栓です。

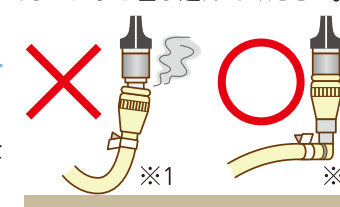


ガスソフトコード(ゴム管)は、ガス栓に記された赤い線まで差し込んでください

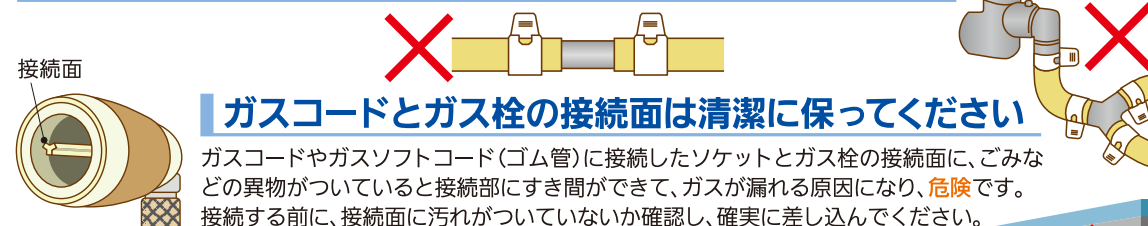
ガスソフトコードとガス栓の接続は、しっかり赤い線まで差し込み、さらにガス栓側とガス機器側の両方の接続箇所をゴム管止めで止めてください。ガス栓の赤い線が消えていて見えない場合は、根元までしっかりと差し込んでください。

ガスコードやソケットは無理なく接続してください

ガス栓の先からガス機器の設置台までの距離が短い場合は、無理に右図※1のようなタイプを使用せず、右図※2のようなタイプをご使用ください。無理に右図※1のようなタイプを使用すると、ガス栓とソケットの接続が不完全な状態で保持され、接続箇所からガスが漏れる原因となり、**危険**です。ガス栓とソケットが正しく接続されていることを確認してください。



接続具(ゴム管)は、継ぎ足しや二又分岐などはいしんでお使いください

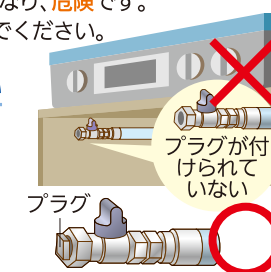


ガスコードとガス栓の接続面は清潔に保ってください

ガスコードやガスソフトコード(ゴム管)に接続したソケットとガス栓の接続面に、ごみなどの異物がついていると接続部にすき間ができて、ガスが漏れる原因になり、**危険**です。接続する前に、接続面に汚れがついていないか確認し、確実に差し込んでください。

不使用のネジガス栓にプラグがついているか確認してください

プラグがついていないと、ネジガス栓を誤って開けた場合にガスが漏れて危険です。ガス機器を取り外すなどしてネジガス栓が不使用の状態であれば、プラグがついているか確認してください。プラグがついていない場合は、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。なお、ネジ接続されているガス機器を取り外す際は、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。

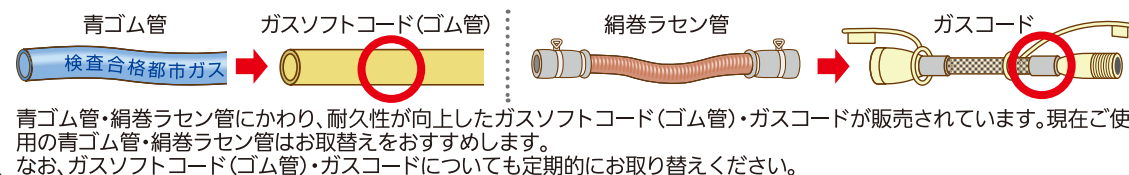


使われていないネジガス栓にはプラグを取り付けてください。

接続具を点検してください

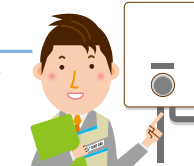
ひび割れや固くなったものは、お取り替えください。古いゴム管は早めにお取り替えください。

古いタイプのゴム管(青ゴム管・絹巻ラセン管)のお取替えのすすめ



ガス機器を交換するときは接続具も交換してください

ガス機器同様、接続具も劣化します。特に、パッキンが劣化し硬くなると、ガス漏れを防ぐことができなくなり、**危険**です。接続に関してご不明な場合は、東邦ガスくらしショップまたは当社にご相談ください。



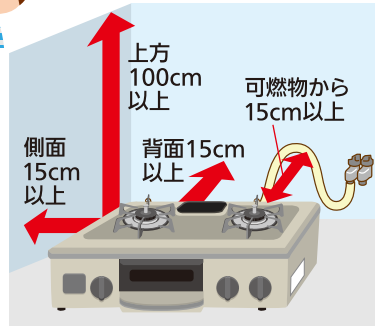
ガスコンロ・小型湯沸器



必ず換気してください

壁面から離して設置してください

ガスコンロは、取扱説明書などに記載されている適正な離隔距離を確保してください。ガスコンロの炎が壁に近いと、表面がタイルなどの不燃材料であっても、壁面の内部で炭化火災を起こすおそれがあり、**大変危険**です。また、ガスコンロの火から15cm以内にガスソフトコード(ゴム管)などの可燃物が入らないようにしてください。



天ぷら油火災に注意してください

揚げものをしている時やグリルを使用している時は、その場から離れないでください。その場から離れるときには、必ず火を止めてください。センサー付ガスコンロの場合は、揚げものはセンサーのついているバーナーでおこなってください。



繰り返し点火は**危険**です

小型湯沸器の安全装置が働いて火が消えた場合は、繰り返し点火しないで、東邦ガスくらしショップまたは当社に点検・修理(有償)をお申し込みください。



長時間連続してのご使用は**危険**です

小型湯沸器で浴槽、洗濯機への給湯、シャワー、洗髪などの長時間使用は不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒の原因となり、**大変危険**です。絶対におやめください。※現在製造中の小型湯沸器は、一定時間連続して使用すると燃焼を停止します。



すべてのバーナーに、最新センサーがついています
● 全口センサー搭載
Siセンサーコンロ

2008年4月から製造されているガスコンロは、すべてのバーナーに立消え安全装置や、油の自然発火を防止する調理油過熱防止装置、消し忘れ消火機能など、安心＆便利機能を搭載。



「センサー」で天ぷら油の過熱などを防止

日常のチェックポイント

- 1 炎が赤やオレンジ色になっていませんか？
- 2 鍋底がガスで黒くなっていませんか？
- 3 目にしみたり変なにおいはしませんか？
- 4 機器が異常に過熱して変色はありませんか？ 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になったり、あふれたりしていませんか？
- 5 給気口にホコリなどがつまっていませんか？ 排気口に黒いスがついていませんか？

おすすめ
○下のイラストのようなタイプの小型湯沸器から不完全燃焼防止装置付小型湯沸器へのお取替え
○ガス・CO警報器の設置
不完全燃焼防止機能の付いた点火つまみ 止水つまみ

○上記チェックポイントに該当する場合は、不完全燃焼のおそれがあります。ただちにご使用を中止して、東邦ガスくらしショップまたは当社に点検・修理手配(有償)をしてください。

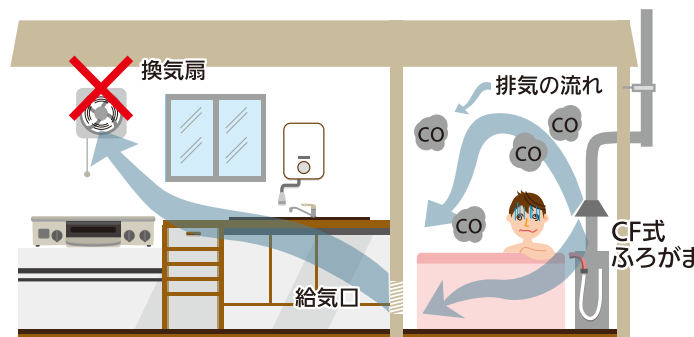
ガス機器排気口や周辺に可燃物があると火災のおそれがあり、大変危険です

● 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。
● お湯の温度が高いとやけどするおそれがあり、**危険**です。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

屋内式 風呂がま・給湯器(CF式)



浴室内のCF式風呂がまと換気扇の同時使用は**危険**です



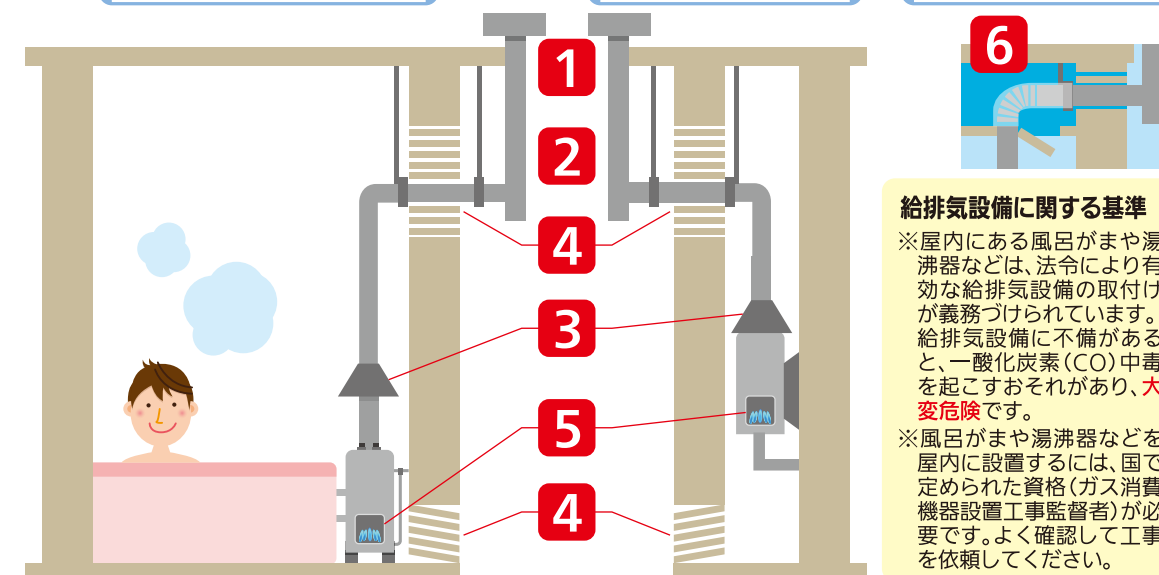
図柄(アイコン)の内容は1ページご参照

入浴中に追焚きをしたり、シャワーをご使用の最中に隣室で換気扇をご使用にならないでください。換気扇を使用されますと、換気扇に浴室内の空気が引かれ、CF式風呂がまの排気が排気筒(煙突)から外へ出ていかずに逆流し不完全燃焼します。その結果、一酸化炭素(CO)を含む排ガスが浴室内に充満し、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあり、**大変危険**です。

浴室設置の例

浴室外設置の例

天井裏に排気筒がある場合



給排気設備に関する基準

※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、**大変危険**です。
※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

日常のチェックポイント

- 1 排気筒(煙突)の先に鳥の巣などの異物がありますか？
- 2 排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれがありませんか？ 固定金具が無く、グラグラ動いていませんか？
- 3 逆風止から排気ガスがあふれていませんか？※
- 4 換気口・給気口がふさがっていませんか？
- 5 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか？
- 6 天井裏に排気筒(煙突)がある場合、天井に結露痕(シミ)や排気筒(煙突)に穴あきやはずれなどはありませんか？(17ページ参照)
- 7 強い風、大雪、地震の後は、排気筒(煙突)のはずれやこわれは、ありませんか？

※スモークテスターなどで排気のアふれがないことを確認してください。確認の際は普段のご使用状態で行ってください。
○上記チェックポイントに該当する場合や、ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。

おすすめ

○不完全燃焼防止装置付の機器や屋外設置式(RF式)、密閉式(BF式・FF式)の機器へのお取替え
○ガス・CO警報器の設置

ご注意

● 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。
● お湯の温度が高いとやけどするおそれがあり、**危険**です。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

屋内式 風呂がま・給湯器 (FE式)

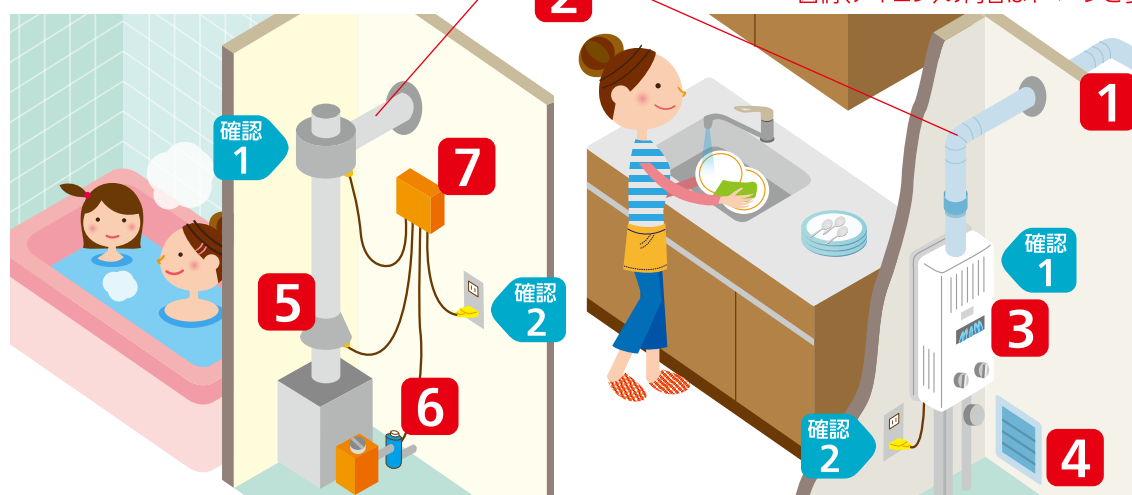


確認 1 お湯を出した時に給湯器などのファンは回っていますか

確認 2 電源プラグはコンセントに差し込まれていますか



図柄(アイコン)の内容は1ページご参照



給排気設備に関する基準

※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、**大変危険**です。※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

日常のチェックポイント

- 1 排気筒(煙突)の先が鳥の巣などの異物でふさがっていませんか？
排気トップ
- 2 排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれがあり、排気ガスがあふれていませんか？
固定金具が無く、グラグラ動いていませんか？
- 3 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか？
- 4 湯沸器や建物の給気口がふさがったりしていませんか？
- 5 排気ガスがあふれていませんか？※排気あふれ検知器ははずれていませんか？
- 6 プッシュ式ガス電磁弁は紐など固定していませんか？
- 7 コントロールボックスのコードは外れていませんか？
- 8 強い風、大雪、地震の後には、排気筒(煙突)のずれやこわれは、ありませんか？

※スモークテスターなどで排気のアふれがないことを確認してください。確認の際は普段のご使用状態で行ってください。
○上記チェックポイントに該当する場合や、ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。

〈天井裏などの隠ぺい部にある排気筒(煙突)から排気ガスが漏れて事故が起っています〉



天井に結露痕(シミ)がないか、排気筒(煙突)に穴あきやはずれがないか、排気筒(煙突)に巻いている断熱材に穴あきや、シミがないかを点検してください。異常を見つけた場合は、ガス機器の使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。点検口がない場合は、排気筒(煙突)すべてが点検できる点検口の設置をお願いします。

おすすめ

- 不完全燃焼防止装置付の機器や屋外設置式(RF式)、密閉式(BF式・FF式)の機器へのお取替え
- ガス・CO警報器の設置

ご注意

- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあり、**危険**です。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。

屋内式 風呂がま・給湯器 (BF式・FF式)



機器の上方に窓がある場合、使用中は閉めてください

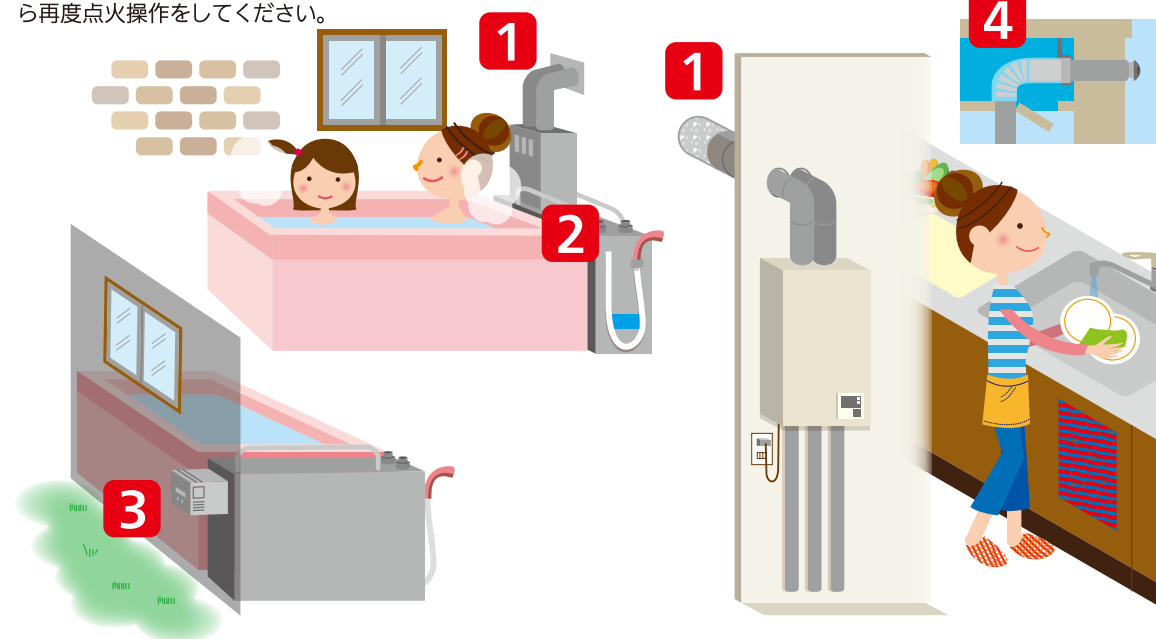
屋外で給気と排気を行うタイプのガス機器でも、窓や換気口などの建物開口部から排気が室内に流入し、不快なおい気たり気分が悪くなるおそれがあります。ガス機器使用中は、付近の窓を必ず閉めてください。



図柄(アイコン)の内容は1ページご参照

繰り返し点火操作はしないでください

風呂がまの種火(口火)の着きが悪かったり、シャワーや追いだきの操作をしても、すぐに着火しないときは、繰り返し点火操作を行わないでください。繰り返し点火操作を行うと、風呂がまの内部に滞留した未燃ガスに異常着火し、本体のカバーが変形したり大きな爆発音が生じることがあります。着火しない場合はつまみを消火(止)の位置に戻し、未燃ガスが排出されるまで、約5分待ってから再度点火操作をしてください。



給排気設備に関する基準

※屋内にある風呂がまや湯沸器などは、法令により有効な給排気設備の取付けが義務づけられています。給排気設備に不備があると、一酸化炭素(CO)中毒を起こすおそれがあり、**大変危険**です。※風呂がまや湯沸器などを屋内に設置するには、国で定められた資格(ガス消費機器設置工事監督者)が必要です。よく確認して工事を依頼してください。

日常のチェックポイント

- 1 排気筒(煙突)に詰まり、さび、穴あき、はずれにより、排気ガスがあふれていませんか？
- 2 点火しなかったり、炎が赤やオレンジ色になっていませんか？
- 3 排気筒トップがふさがっていませんか？また可燃物を近くに置いていませんか？
- 4 天井裏に排気筒(煙突)がある場合、天井に結露痕(シミ)や排気筒(煙突)に穴あきやはずれなどはありますか？(17ページ参照)

○上記チェックポイントに該当する場合や、ガス機器に異常があったり故障した際には、ガス機器の使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。

ご注意

- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあり、**危険**です。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。



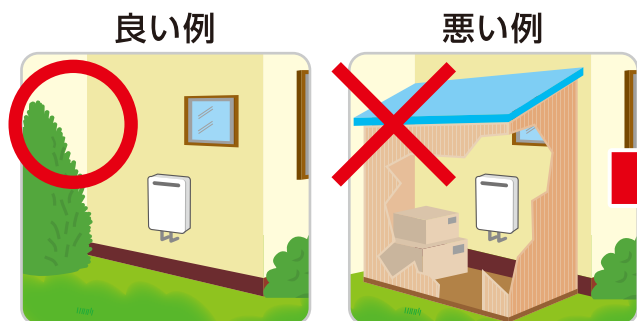
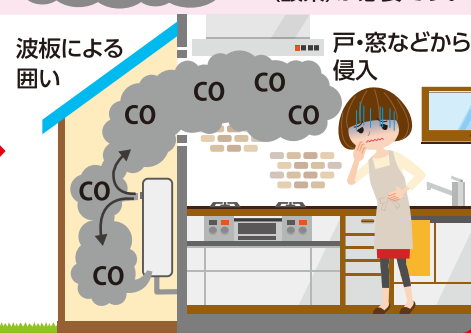
屋外設置用のガス給湯器(風呂がま)を波板などで囲まないでください。

- 小屋の中に発生したCOが、浴室やお部屋に逆流してCO中毒事故につながる恐れがあります！
- 給湯器の設置基準を満たさないため、故障した際に修理を行えない場合があります。

図柄(アイコン)の内容は1ページご参照

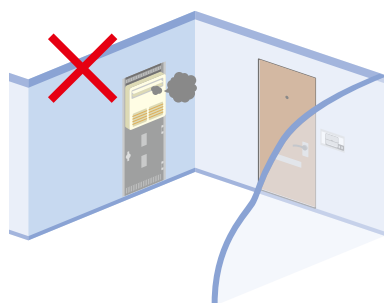
事故例

酸素不足で不完全燃焼
風呂がま、給湯器は大量の新鮮な空気(酸素)が必要です。



設置状況によっては危険です

ガス給湯器の設置状況によっては、ガス給湯器の排気が室内に流入する危険が生じ、ガス給湯器の設置状況の改善が必要となる場合があります。



給湯器の排気口の前に物を置くなど、排気口をふさぐのは危険です

ガス給湯器が不完全燃焼を起こし発生した一酸化炭素が室内に流入する恐れや、ガス給湯器が燃焼できなくなり、連続点火操作によりガス機器の爆発・火災になる恐れがあります。



日常のチェックポイント

- 1 排気口がふさがっているか？
- 2 窓から排気が室内に入っていないか？

給湯器の水抜きについて

厳冬期には給湯器内の水が凍結し、給湯器が破損するおそれがあります。お引越しや長期間留守にするときは、給湯器の取扱説明書を参照して水抜きを行うことをおすすめします。
※給湯暖房用熱源機は凍結するおそれのある気温近くになると、自動的に暖房運転(ガス消費)する場合があります。凍結予防の方法は機種によって異なりますので、詳しくは、取扱説明書をご確認ください。



- 軽い一酸化炭素(CO)中毒症状は風邪に似ています。頭痛、吐き気、気分が悪い、目にしみたりする、目がチカチカするなどの症状や、いやな臭いがする場合は、ただちに使用を中止し、東邦ガスくらしショップまたは当社にご連絡ください。
- お湯の温度が高いとやけどするおそれがあり、危険です。必ずお湯の温度を確かめてからご使用ください。



図柄(アイコン)の内容は1ページご参照

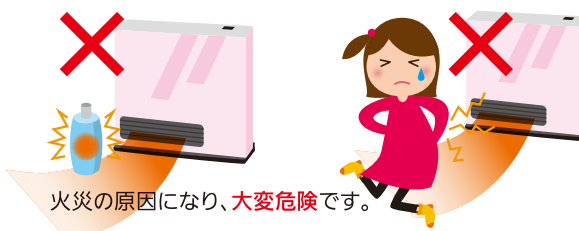
1時間に1~2回(1~2分)程度、換気してください

開放型の暖房機(ファンヒーター・ストーブ)は、熱とともに燃焼時の排気ガスも室内に排出しています。部屋を閉めきったまま長時間使用すると、徐々に室内の酸素濃度が低下していき、ガス機器が不完全燃焼するおそれがあり、危険です。
開放型の暖房機を使用する際は、1時間に1~2回(1~2分)程度、新鮮な空気に入れ替えてください。開放できない窓の部屋には、給排気口を設けるか、換気扇があれば回してください。



高温になるので火災ややけどに注意してください

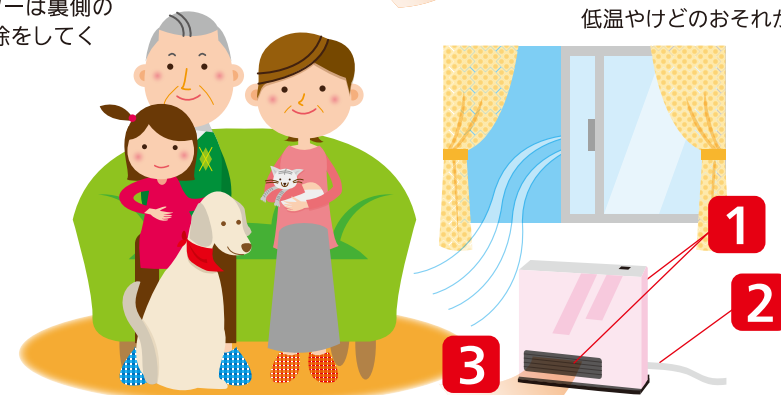
ガスストーブやガスファンヒーターの付近には、スプレー缶や衣類など燃えやすい物は置かないでください。小さなお子さまがいるご家庭ではやけどなどに注意してください。また、人が長時間温風に触れていると低温やけどをする危険性があります。ファンヒーターの前で長時間温風に当たらないよう気をつけてください。



低温やけどのおそれがあり、危険です。

こまめに清掃してください

FF暖房機、ファンヒーターは裏側のエアフィルターのお掃除をしてください。



日常のチェックポイント

- 1 フィルターや温風吹き出し口にほこりなどがつまっていませんか？
- 2 コンセント接続口にガスソフトコード(ゴム管)が誤って接続されていますか？
- 3 洗濯物を乾かしていませんか？



金網ストーブをお持ちのお客さまへ

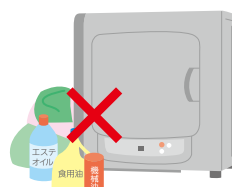
金網ストーブは、30年以上前に製造された商品です。これまでに、経年劣化などが原因で死亡事故が発生しています。

- 金網部分(赤熱面)に変形ややぶれ、炎のあふれ、ススの付着、いやなにおいなどの異常がある場合は、不完全燃焼を起こし、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあり、大変危険です。
- 不完全燃焼防止装置付のガスファンヒーターなどへのお取替えをおすすめします。



衣類乾燥機をご使用になる前に衣類をお確かめください

油分の付着した衣類は、洗濯後でも油が完全に落ちていない場合があります。油の酸化発熱により自然発火するおそれがあり危険です。ポリプロピレン繊維製の衣類や下記の油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に衣類乾燥機では、乾燥させないでください。



油分が付着した衣類は乾燥させない

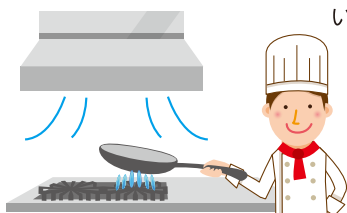
- 美容オイル(ボディオイル、エステ系のオイルなど)
- 食用油、機械油、動物系油
- ドライクリーニング油、ベンジン、シンナー
- ガソリン、樹脂(セルロース系)

業務用にガス機器をご使用のお客さまへ

1 ガスをつけたら、必ず換気の習慣を

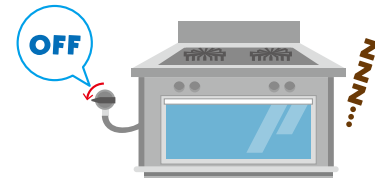
ガス機器をご使用の際は、必ず換気扇などで換気を行ってください。冷暖房中の部屋でのご使用は、特に換気にご注意ください。

排気ダクトなどにより共同換気を行っているテナントビルや地下街の建物は、換気装置が作動している時間内で、ガスをご使用ください。



2 閉店・退社時にはガス機器を止めてください

閉店または退社されるときは、ガス機器が完全に止まっていることを確認してください。



3 ダクト内のホコリや油滴は、火災のもと

ダクト火災を避けるため、日頃からダクト内や換気扇の油やホコリのお掃除をしてください。



4 誤った点火方法によるガスレンジ(オーブン)の異常着火に注意してください

取扱説明書に従い、正しい方法で点火してください。うまく点火しない場合、オーブン内にガスが溜まっている可能性があるため、続けて点火を行うと**大変危険**です。オーブンを充分換気し、時間を空けてから、再度点火操作を行ってください。

5 取扱説明書は保管してください

ガス機器や換気設備などの使用方法がわからないときは、取扱説明書で確認してください。

6 緊急の時や警報器が鳴動した時は、ただちに東邦ガスネットワーク㈱に連絡してください

ガス漏れなどの緊急の時にはただちに東邦ガスネットワーク㈱(→裏表紙)にご連絡ください。ガス漏れ警報器や業務用換気警報器が鳴動した時はただちに東邦ガスネットワーク㈱(→裏表紙)にご連絡ください。地震やガスくさいとき、火災など**危険**を感じたときは、お客さまをすぐ安全な場所へ誘導してください。

ガス器具と壁の離隔は充分に

壁の表面がステンレスやタイル張りでも、下地が可燃性材料の場合、伝熱火災のおそれがあり、**危険**です。充分な離隔距離をとってください。



安全設備は定期的に点検してください

ガス漏れ警報設備や業務用ガス遮断装置などの安全設備は、有効期限切れや故障がないか定期的に点検してください。

1～6 について、従業員の皆さままでお守りください。

特殊な器具を設置する時は、当社に連絡してください

ガスと酸素や圧縮空気を併用するときは、安全装置が必要です。ご使用前には必ず当社にご連絡ください。

特殊な薬品を使用する場所では、定期的な排気筒およびガス給湯器の点検をおすすめします

室内の空気を直接燃焼に使う方式のガス機器では、ヘアスプレー・パーマ液・クリーニング溶剤などの薬品から発生した腐食性ガスがガス機器内に取り込まれ、ガス機器の本体や排気筒の腐食(サビ・穴あき)が起こりやすくなります。密閉式または屋外設置式のガス機器の設置をおすすめします。



もしものための、安心設備

簡易自動消火装置

フード内の火災を感知し、自動的に消火します。

業務用ガス遮断装置

警報器や簡易自動消火装置、感震器などの危険信号をキャッチしてガスを自動的にストップします。



業務用厨房のCO中毒対策に！ おすすめします“業務用換気警報器”！！

パン焼器・食器洗浄機・めんゆで器・フライヤー・蒸し器などの業務用厨房機器をお使いのお客さまには、業務用換気警報器の設置をおすすめします。

業務用換気警報器は、厨房内の空気の汚れ(一酸化炭素)を感知して、警報ランプと音声で換気を促します(ガス漏れ検知機能はありません)。
※業務用換気警報器を設置することで全てのCO中毒事故が防げるわけではありません。

ガス料金等のお支払い方法と供給約款料金の算定方法

- ガス料金等のお支払いは、「口座振替」、「クレジットカード払い」または「払込票」のいずれかの方法でお願いいたします。
- がすてきトクトク料金および電気料金のお支払いは、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかとなります。
- 口座振替、クレジットカード払いの登録手続き完了までは、払込票でのお支払いとなりますのであらかじめご了承ください。**

口座振替

- お客さまのご指定の預金口座から毎月自動的にガス料金等をお支払いいただく方法です。

クレジットカード払い

- クレジットカード会社がお客さまのガス料金等を立替払いし、クレジットカード会社からお客さまへ請求するお支払い方法です。「口座振替」「クレジットカード払い」のお申込み方法は、本紙40ページの**ネットでかんたん申込み!**をご覧ください。

払込票

- 払込票を用いて下記窓口もしくはスマートフォンアプリでお支払いいただく方法です。
 - ・当社指定の銀行・郵便局などの金融機関
 - ・スマートフォンアプリ(PayPay、au PAY、d払い、PayB、楽天銀行アプリ、楽天ペイ、AEONPay、FamiPay)
 - ・セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップ、MMK設置店*
 - ・セイオン・アピタ・マックスバリュ等の一部店舗
 - 払込票は、毎月の検針時にお届け、または検針日から約1週間後に郵送させていただきます。
 - 下記の対象ガス料金メニュー・電気料金プランをご契約のお客さまで、払込票によるお支払いをご希望の場合は、帳票発行手数料[250円/月(税込)]をご負担いただきます。
- ※口座振替またはクレジットカード払いへご変更いただくと、帳票発行手数料はかかりません。
- ※なお、口座振替またはクレジットカード払いのお手続きにかかる期間を考慮し、初回請求より2回目のご請求までは帳票発行手数料はかかりません。

【対象ガス料金メニュー・電気料金プラン】

ガス：がすてきトクトク料金、エコジョーズ料金、あったかトクトク料金、床暖トクトク料金、エネファーム料金、ヒートポンプトクトク料金
電気：ファミリープラン、ビジネスプラン、ビジネスプラン(動力用)、シンプルプランI、シンプルプランII、ポイントでんきプラン、ポイントでんきプラン(C)、ギフトでんきプラン、ギフトでんきプラン(C)、ボーナスでんきプラン、ボーナスでんきプラン(C)、グリーンエコプラン(再エネでんき)、グリーンエコプラン(再エネでんき)C、グリーンエコプラン(再エネでんき)動力、トクトクタイムプラン(夜トク)、トクトクタイムプラン(夜トク)C、トクトクタイムプラン(夜トク)【朝型】、トクトクタイムプラン(夜トク)【朝型】C、トクトクタイムプラン(夜トク)【夜型】、トクトクタイムプラン(夜トク)【夜型】C、トクトクタイムプラン(昼トク)、トクトクタイムプラン(昼トク)C

ガス料金の算定方法(供給約款料金)

●ガス料金

①算定方法

ガス料金(税込)

= 基本料金 + 従量料金単価 × ガスご使用量
[円未満切捨て]

消費税等相当額

= ガス料金(税込) × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
[円未満切捨て]

②供給約款料金表(消費税等相当額を含みます。)

料金表	1ヵ月のガスご使用量	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価(基準単位料金)(1m³につき)
A	0m³から20m³まで	759.00円	210.52円
B	20m³をこえ50m³まで	1,588.88円	169.03円
C	50m³をこえ100m³まで	1,833.33円	164.14円
D	100m³をこえ250m³まで	2,077.77円	161.70円
E	250m³をこえ500m³まで	2,648.14円	159.41円
F	500m³をこえる場合	7,109.25円	150.49円

※税込価格は、消費税及び地方消費税の税率10%を加算した価格です。

●延滞利息制度について

①ガス料金のお支払い期限日

検針日の翌日から起算して30日目です。ガス料金は、遅くともお支払い期限日までにお支払いくださるようお願いいたします。

②延滞利息のご請求

ガス料金をお支払い期限日を過ぎてお支払いいただいた場合には、その経過日数に応じて1日あたり0.0274%(年利率10%)の率で算定した延滞利息を、原則として、翌月以降のガス料金に合算して請求いたします。

(注) 従量料金単価について

- ・従量料金単価は、原料価格の変動に応じて毎月見直されます。
- ・表中の従量料金単価は、基準平均原料価格(83,350円/t)にもとづくものです。(=基準単位料金)
- ・当月と次月の従量料金単価は、「ガス使用量のお知らせ(検針票)」でお知らせいたします。また、当社のホームページ(<https://www.tohogas.co.jp>)でもご確認ください。

トクトク料金

「トクトク料金」は、ガスのご使用状況に合わせてお選びいただく、おトクな料金メニューです。

- ・ご契約にはお客さまのお申し込みが必要です。
- ・ご使用機器やご使用条件をあらかじめ確認させていただきます。
- ・ガス料金は、原料価格(液化天然ガス、液化石油ガス)の変動に応じて、原料費調整額としてガス料金を毎月調整いたします。
- ・当社ガス料金の一部は、2023年3月1日から、原料費調整額の算定に用いる平均原料価格の上限を廃止しているため、ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合は、平均原料価格に上限を設定している一般料金(一般ガス供給約款)やがすてきトクトク料金と比べてガス料金が高くなる場合があります。 ※トクトク料金の税込価格は、消費税及び地方消費税の税率10%を加算した価格です。

チェック!

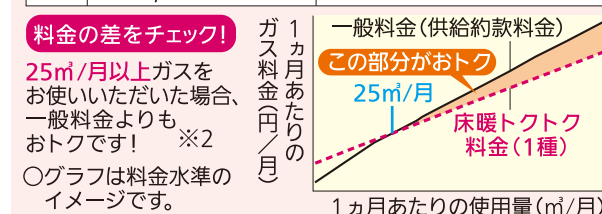
ガス温水床暖房をお使いのお客さま 床暖トクトク料金(家庭用床暖房契約)

●居住の目的だけに建てられた住宅にお住まいであること(ガスメーターの能力の合計が10号相当以下の併用住宅も可)
●居室※でガス温水暖房(温水床暖房、温水エアコン、暖房放熱器)をご使用いただいていること(ガス温水浴室暖房乾燥機のみのご使用は適用対象となりません) ※浴室、洗面所、廊下などは含みません。
●ガス温水暖房用の熱源機を設置いただいていること

エコジョーズプラン(1種)

高効率給湯器「エコジョーズ」を給湯にお使いいただいているお客さま (税込)

期間	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価※1(1㎡につき)
通年	2,860.00円	117.84円



割引メニューが付くとさらにおトク!

浴室暖房乾燥機 衣類乾燥機

を住居部分にてお使いならさらに 5%割引 乾燥割引

セットで 10%割引 床暖乾燥割引

○割引の上限額は3,300円/月(税込)です。 ○検針時のガス使用量が0㎡の場合、割引額は0円になります。○エコウィル割引およびエコウィル乾燥割引は、標準プラン(2種)のお客さまのみに適用可能です。 ○ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合、一般料金やがすてきトクトク料金よりも高くなる場合があります。 ※1 基準平均原料価格(83,350円/t)にもとづく従量料金単価です。従量料金単価は原料費調整制度にもとづき毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。 ※2 基準平均原料価格にもとづく試算です。

チェック!

調理、温水、暖房のそれぞれでガス機器をお使いのお客さま あったかトクトク料金(家庭用調理・温水・暖房契約)

●居住の目的だけに建てられた住宅にお住まいであること(ガスメーターの能力の合計が10号相当以下の併用住宅も可)
●次の3種類のガス機器をそれぞれ1つ以上お使いいただいていること
①調理機器: ガステーブル、ビルトインコンロ、ガス炊飯器、高速オープン、一口コンロなど
②温水機器: ガス給湯器、ガス暖房給湯器、ガスふろがま、小型沸湯器など
③暖房機器: ガスファンヒーター、ガストーブ、ガス温水床暖房、ガス温水浴室暖房乾燥機、FF暖房機、ガスルームエアコン、暖房放熱器など

期間	料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価※1(1㎡につき)
12~4月(暖房期)	A	20㎡まで	990.00円	175.69円
	B	20㎡をこえて70㎡まで	1,265.00円	161.94円
	C	70㎡をこえる	3,052.50円	136.41円
5~11月			一般料金(供給約款料金)	

割引メニューが付くとさらにおトク!

浴室暖房乾燥機 衣類乾燥機

を住居部分にてお使いならさらに 5%割引 乾燥割引

○割引の上限額は3,300円/月(税込)です。 ○検針時のガス使用量が0㎡の場合、割引額は0円になります。○乾燥割引の適用には、居室にて暖房をご使用いただき、あわせて住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機のご使用が必要です。 ○ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合、一般料金やがすてきトクトク料金よりも高くなる場合があります。 ※1 基準平均原料価格(83,350円/t)にもとづく従量料金単価です。従量料金単価は原料費調整制度にもとづき毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。 ※2 基準平均原料価格にもとづく試算です。

チェック!

家庭用燃料電池システムエネファームをお使いのお客さま エネファーム料金(家庭用燃料電池契約)

●居住の目的だけに建てられた住宅にお住まいであること(ガスメーターの能力の合計が10号相当以下の併用住宅も可)
●家庭用燃料電池システム「エネファーム」をお使いいただいていること

期間	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価※1(1㎡につき)
通年	2,860.00円	116.51円

割引メニューが付くとさらにおトク!

浴室暖房乾燥機 衣類乾燥機

を住居部分にてお使いならさらに 5%割引 乾燥割引

床暖房

を居室にてお使いならさらに 5%割引 床暖割引

セットで 10%割引 床暖乾燥割引

○割引の上限額は3,300円/月(税込)です。 ○検針時のガス使用量が0㎡の場合、割引額は0円になります。 ○ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合、一般料金やがすてきトクトク料金よりも高くなる場合があります。

チェック!

ガスヒートポンプをお使いのお客さま ヒートポンプトクトク料金(家庭用空調契約)

●居住の目的だけに建てられた住宅にお住まいであること(ガスメーターの能力の合計が10号相当以下の併用住宅も可)
●冷凍能力の合計が22.4kW以下のガスヒートポンプをお使いいただいていること

期間	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価※1(1㎡につき)
冬期(12~3月)	3,201.00円	132.22円
その他期(4~11月)	3,201.00円	101.85円

○ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合、一般料金やがすてきトクトク料金よりも高くなる場合があります。 ※1 基準平均原料価格(83,350円/t)にもとづく従量料金単価です。従量料金単価は原料費調整制度にもとづき毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ホームページにてご確認ください。 ※2 基準平均原料価格にもとづく試算です。

チェック!

ご家庭でも、商店でも、飲食店でも…おトクにガスを使いたいお客さま がすてきトクトク料金

●ご使用のガス機器を問わず、どなたでもお申し込みいただけます。

料金表	1ヵ月のご使用量	基本料金(1ヵ月につき)	従量料金単価※1(1㎡につき)
A	20㎡まで	759.00円	208.82円
B	20㎡をこえて50㎡まで	1,649.38円	164.30円
C	50㎡をこえて100㎡まで	1,987.02円	157.55円
D	100㎡をこえて250㎡まで	2,143.87円	155.98円
E	250㎡をこえて500㎡まで	2,711.70円	153.71円
F	500㎡をこえる	7,109.25円	144.92円

業務用のお客さま向けの料金メニューもご用意しております。詳しくは、東邦ガスおトクダイヤル(ガス・電気)までお問い合わせください。

◎「トクトク料金」のご契約には、お客さまのお申し込みが必要です。

お客さまにあったガス料金メニューをご案内いたします。

【東邦ガス おトクダイヤル(ガス・電気)】

0570-019104



音声案内に沿ってご用件の番号をお選びください。
受付時間 平日9:00~19:00
(土日、祝日、12/29~1/3を除く)
IP電話をご利用のお客さまは
052-848-2495へおかけください。

2025年12月1日現在

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

ガスのご契約に関する重要事項

1. 適用条件

各選択約款の適用条件は、以下の通りといたします。

【床暖トクトク料金（家庭用床暖房契約）】

(1) または (2) におけるいずれかの条件を満たし、お客さまが床暖トクトク料金の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) 床暖トクトク料金 エコジョーズプラン（家庭用床暖房契約1種）

- ① 専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用するとともに、家庭用高効率給湯器を使用すること。
- ② 専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用するとともに、家庭用高効率給湯器を使用すること。
- ③ 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、居室に床暖房を設置し、使用するとともに、住居部分で家庭用高効率給湯器を使用すること。
- ④ 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用するとともに、住居部分で家庭用高効率給湯器を使用すること。

(2) 床暖トクトク料金 標準プラン（家庭用床暖房契約2種）

- ① 専用住宅において、居室に床暖房を設置し、使用すること。
- ② 専用住宅において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。
- ③ 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、居室に床暖房を設置し、使用すること。
- ④ 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、居室に家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること。

【あったかトクトク料金（家庭用調理・温水・暖房契約）】

次のいずれかの条件を満たし、お客さまがあったかトクトク料金の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 専用住宅において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。
- (2) 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）の住居部分において、風呂・給湯に温水機器を使用し、あわせて調理機器、暖房機器を使用すること。

【エネファーム料金（家庭用燃料電池契約）】

次のいずれかの条件を満たし、お客さまがエネファーム料金の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 専用住宅において、家庭用燃料電池を使用すること。
- (2) 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）の住居部分において、家庭用燃料電池を使用すること。

【ヒートポンプトクトク料金（家庭用空調契約）】

(1) または (2) におけるいずれかの条件を満たし、お客さまがヒートポンプトクトク料金の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) ヒートポンプトクトク料金 エコジョーズプラン（家庭用空調契約1種）

- ① 専用住宅において、家庭用空調機器を使用し、あわせて家庭用高効率給湯器を使用すること。
- ② 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、家庭用空調機器を使用し、あわせて住居部分で家庭用高効率給湯器を使用すること。

(2) ヒートポンプトクトク料金 標準プラン（家庭用空調契約2種）

- ① 専用住宅において、家庭用空調機器を使用すること。
- ② 併用住宅（ガスメーターの能力が10立方メートル毎時以下に限ります。）において、家庭用空調機器を使用すること。

【がすてきトクトク料金】

お客さまが、がすてきトクトク料金の2年間の適用を希望されること。

2. ご契約の成立および契約期間

(1) お客さまは、当社所定の様式により申し込んでいただき、当社がその申し込みを承諾したときに契約が成立いたします。

(2) 契約期間は、次のとおりといたします。

① 契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前（同日の場合を含みます。）の場合

お客さまが新たにガスの使用を開始する日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目（ただし、がすてきトクトク料金は24か月目といたします。）の月の定例検針日までといたします。

② 契約種別を変更する場合または他のガス小売事業者からの切り替えにより当社からのガス供給を開始する場合

原則、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日から同日が属する月を起算月として12か月目（ただし、がすてきトクトク料金は24か月目といたします。）の月の定例検針日までといたします。

(3) 契約期間満了に先立って解約または契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごと（ただし、がすてきトクトク料金は2年ごとといたします。）に同一条件で継続するものといたします。

(4) 当社のホームページからお申し込みいただく場合、当社はガス事業法で定める契約締結前の書面交付について、ガスのご契約に関する重要事項、基本約款および選択約款（以下「基本約款等」といいます。）をホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

3. 料金の算定方法および支払方法

(1) 料金（税込）は、以下のとおり算定いたします。

基本料金＋従量料金（従量料金単価×ご使用量）

【割引メニューの適用がある場合】

基本料金＋従量料金（従量料金単価×ご使用量）－割引額＊

＊割引額＝（基本料金＋従量料金）×割引率

ただし、割引上限額は3,300円/月（税込）とし、また、料金算定期間のご使用量が0㎡の場合は0円といたします。

※原料費調整制度^(注)にもとづき、都市ガスの原料であるLNG（液化天然ガス）・LPG（液化石油ガス）の価格（以下「原料価格」といいます。）の変動に応じて、原則として毎月調整いたします。なお、原料価格の高騰等によっては、床暖トクトク料金、あったかトクトク料金、エネファーム料金、ヒートポンプトクトク料金は、2023年3月1日から、原料費調整額の算定に用いる平均原料価格の上限を廃止しているため、ガス使用量が少ない場合や原料価格が高い場合は、平均原料価格に上限を設定している一般料金（一般ガス供給約款）やがすてきトクトク料金と比べてガス料金が高くなる場合があります。実際に適用される単価は当社ホームページからご確認ください。

(注) 貿易統計にもとづく3か月の平均原料価格と、基準平均原料価格（83,350円/トン）との差額を、中2か月の間隔を置いて、次の1か月分のガス料金に反映させる制度です。

例：料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した従量料金単価を適用いたします。

(2) 料金の算定期間は、前回の検針日（一般ガス導管事業者としての東邦ガスネットワーク株式会社（以下「一般ガス導管事業者」といいます。）が定めた毎月1度の検針を行う日をいいます。）の翌日から今回の検針日までの期間を1か月とし、その期間のご使用量は、一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。また、料金は、そのご使用量にもとづいて算定いたします。なお、新たにガスの使用を開始した場合等は、日数に応じて日割計算を行うことがあります。

(3) 料金（(4)の延滞利息を含みます。）は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みのいずれかの方法（ただし、がすてきトクトク料金は、原則、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかの方法といたします。）により、毎月お支払いいただきます。

(4) 支払期限日（検針日の翌日から起算して30日目といたします。）を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて、1日あたり0.0274%の延滞利息を申し受けます。ただし、支払期限日の翌日から起算して10日以内にお支払いいただいた場合、延滞利息は申し受けません。

(5) 支払期限日を経過してもなお料金（当社とその他の契約の料金を含みます。）または延滞利息その他の債務についてお支払いがない場合等、当社が基本約款で定める一定の事由に該当するときは、ガスの供給を停止またはガス使用契約を解約することがあります。なお、ガスの供給停止に先立ち、お支払い・供給停止に関するお知らせ等を再び発行するときは、当社は、お客さまに対し、事務手数料として360円/月（税込）を請求できるものといたします。

4. 帳票発行手数料

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。

なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発

生する料金とあわせてお支払いいただきます。

- ① お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合
- ② お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合

(2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

- ① (1)①の場合

1 料金の算定期間および 1 通につき	130円/月 (税込)
---------------------	-------------

- ② (1)②の場合

1 料金の算定期間および 1 通につき	250円/月 (税込)
---------------------	-------------

5. お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- (1) お客さまが契約の変更または解約を希望される場合は、当社までご連絡いただきます。
- (2) 当社は、お客さまが適用を希望された選択約款にもとづいて契約をされたお客さまで、その契約期間満了前に解約、または一般ガス供給約款への変更をしたお客さまが、同一需要場所でその選択約款または他の選択約款による使用の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または一般ガス供給約款への変更の日から 1 年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更や建物の改築等のための一時不使用による解約、または設備の変更や建物の改築等のための一般ガス供給約款への変更の場合はこの限りではありません（(3)において同じ。）。
- (3) 当社は、お客さまが適用を希望された選択約款にもとづいて契約をされているお客さまで、その契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

6. 当社からの申し出による契約の変更および解約

- (1) 当社は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正により基本約款等の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法548条の 4 の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく基本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、料金に係る供給条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の基本約款等によるものといたします。
- (2) 当社は、基本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、基本約款等を変更する旨および変更後の基本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。
- (3) 当社は、基本約款等を変更する場合、(4) に定める場合を除き、変更前における供給条件の説明ならびに書面の交付については、当社が適当と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明、お知らせいたします。また、変更後の書面の交付については、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号をお知らせいたします。
- (4) 当社は、基本約款等について、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の契約内容の実質的な変更を伴わない変更の場合、変更前の供給条件の説明ならびに書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、また、変更後の書面の交付については行わないものといたします。
- (5) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。
 - ①お客さまが基本約款およびお客さまが適用を受ける選択約款に反する場合
 - ②支払期日を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合等基本約款の規定にもとづいて供給停止したお客さまで、当社の指定する期日までにその理由となった事実を解消しない場合
 - ③当社または一般ガス導管事業者の責めによらない事由によりガスの供給またはガスの工事が不可能もしくは著しく困難な場合
 - ④お客さまが当社へ連絡することなく、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められる場合
- (6) ガス使用契約の解約により、当社が提供するサービスにかかる契約を解約していただくことがあります。

7. 供給するガス

当社が供給するガスの熱量、圧力およびガスグループは、次のとおりです。

熱	量	標準熱量…45メガジュール 最低熱量…44メガジュール
圧	力	最高圧力…2.5キロパスカル 最低圧力…1.0キロパスカル (最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、お客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。)
ガスグループ		13A

8. 工事費等の負担

- (1) ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓、消費機器等（ただし、ガスメーターは除きます。）はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置し、管理していただきます。契約の開始・変更、設備の変更その他お客さまの都合による契約内

容の変更等により、お客さま所有のガス設備について工事費等が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

- (2) 供給管は一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの申し込みにより供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費は、お客さまに負担していただきます。
- (3) お客さまのガス使用またはガス工事の申し込みに伴い本支管および整圧器の新設工事や延長工事等を行う場合で、その工事費が一般ガス導管事業者の負担額を超えるときは、その差額をお客さまに負担していただきます。

9. 保安に対するお客さまの協力等

お客さまは、一般ガス導管事業者の託送供給約款に定められた保安に関する事項等にご協力いただきます。

- (1) お客さまは、当社または一般ガス導管事業者がガスの使用に伴う危険の発生を防止するためにお知らせした事項等を遵守して、ガスを適切かつ安全に使用していただくとともに、保安業務に協力していただきます。
- (2) 当社または一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転、撤去もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (3) 当社および一般ガス導管事業者は、検針や検査および調査のための作業、供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの供給施設または消費機器の使用場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。
- (4) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (5) 一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等お客さまに当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (6) 一般ガス導管事業者は、ガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の既設供給設備を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。
- (7) お客さまは、ガスをご使用される敷地内にあるガス管、ガス栓等については一般ガス導管事業者に、消費機器については当社に対し、法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料を負担していただきます。

10. 供給または使用の制限等

当社または一般ガス導管事業者は、災害等その他の不可抗力が生じた場合や保安上またはガスの安定供給上必要な場合には、ガスの供給を制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

11. 供給施設の保安責任

一般ガス導管事業者は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまが一般ガス導管事業者の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

12. お客さま情報の共同利用

当社は、ガスの供給および使用に関するお客さまの情報について、他のガス小売事業者および一般ガス導管事業者と共同利用することがあります。

13. その他

- (1) クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となり、一般ガス導管事業者がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給に係る契約を締結しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。そのため、お客さまが新たに契約の締結を希望されるガス小売事業者にお申し込みいただく必要があります。
- (2) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める基本約款等によります。なお、基本約款等は、当社のホームページからご確認いただけます。
- (3) 他のガス小売事業者から当社への切り替えにより、お客さまと当該他のガス小売事業者との間で、解約金の発生やポイントの失効、提供されているサービスの中止等の不利益が発生することがありますのでご注意ください。
- (4) 契約の変更・解約その他お問い合わせは、下記までご連絡ください。

●ガス小売事業者のお問い合わせ先

東邦ガス株式会社
 愛知県名古屋市中区桜田町19-18
 登録番号：A0025
 電話番号：東邦ガス オトクダイヤル(ガス・電気)
 0570-019104
 受付時間 平日9：00～19：00（土日、祝日、12/29～1/3を除く）
 ホームページ：https://www.tohogas.co.jp

●媒介業者のお問い合わせ先

媒介業者によるご契約の場合、申込書等のお客さま控えまたは当社ホームページにてご確認ください。

電気料金プラン

※ 契約電流20A以上なら、中部電力ミライズの従量電灯B・Cよりおトク!

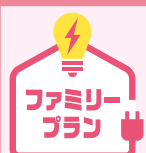
※ 当社のシンプルプランⅠ・Ⅱまたはファミリープラン・ビジネスプランと中部電力ミライズの従量電灯B・Cとの比較です(2025年12月現在)。契約電流15A以下の場合、使用量によってはおトクにならない場合がございます。なお、中部電力ミライズおよび当社の電気料金に係る割引は含んでおりません。

電気料金は、燃料価格(原油、液化天然ガス、石炭)の変動に応じて、燃料費調整額として電気料金を毎月調整いたします。当社電気料金は、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格に上限を設定していないため、平均燃料価格に上限を設定している他社の電気料金と比べて高くなる場合があります。

タイプに合わせた3つのオススメプラン

中部電力ミライズの従量電灯Bに相当するプラン

ファミリープラン



一般のご家庭、
商店向け

対象契約電流(A:アンペア)
10A~60A

中部電力ミライズの従量電灯Cに相当するプラン

ビジネスプラン



電気を多く使う
ご家庭、商店、事務所、
飲食店向け

対象契約容量(kVA:キロボルトアンペア)
6kVA以上 原則50kVA未満

中部電力ミライズの低圧電力に相当するプラン

ビジネスプラン(動力用)



動力を使用する
商店、事務所、工場、
マンション向け

対象契約電力(kW:キロワット)
0.5kW以上 原則50kW未満

電気料金のお支払方法は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかとなります。

※電気料金プランの税込価格は、消費税及び地方消費税の税率10%を加算した価格です。

試算条件	ファミリープラン (契約電流50A、月間400kWhご使用の場合)	ビジネスプラン (契約電流7kVA、月間500kWhご使用の場合)
おトク額 (年間)	約4,700円	約6,500円

※当社のファミリープラン・ビジネスプランと中部電力ミライズの従量電灯B・Cとの比較です(2025年12月現在)。 ※試算には燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みません。消費税等相当額を含みます。 ※ファミリープランで契約電流が15A以下の場合、使用量によってはおトクにならない場合がございます。 ※中部電力ミライズおよび当社の電気料金に係る割引は含んでおりません。 ※月々のご使用量によっておトク額は変動します。 ※燃料価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなることもあり、電気料金が大きく変動する可能性があります。

その他東邦ガスグループとのガス契約が無くてもおトクになるプランもあります!
詳細は下部の電気サイトよりご確認ください。

切替手続きは『かんたん』

準備 電気の情報を確認できる検針票などを
お手元にご用意ください

STEP 1 はじめに 東邦ガスへお申込み

現在ご契約中の電力会社への解約手続きは当社にて行います。
お客さまのお手続きは不要です。

STEP 2 スマートメーターへ取替え (スマートメーター未設置の方のみ対象)

- スマートメーターへの取替えは中部電力パワーグリッド(またはその委託先)などが行います。
- ▶取替え費用はかかりません。但し、メーターの位置の変更など配線工事をとまなう場合には費用が発生することがあります。

STEP 3 お手続き完了後

電気使用開始

- 現在ご契約中の電力会社から切替える場合
▶手続き完了後の最初の電気検針日よりご利用いただけます。(お申込みから半月~1ヵ月半)
- 引越し(転入)などで新たに使用する場合
▶使用開始希望日よりご利用いただけます。
※お急ぎの場合は電話にてご相談ください。
※お申込み状況により、使用開始日をご希望に添えない場合がございます。

※お申込みは下記「東邦ガス おトクダイヤル」やホームページ、またはお近くの東邦ガスくらしショップ等の販売店でも承ります。

東邦ガスグループの電気の
お問い合わせはこちら

東邦ガス おトクダイヤル
(ガス・電気)



0570-019104

音声案内に沿ってご用件の番号をお選びください。
受付時間 平日9:00~19:00(土日、祝日、12/29~1/3を除く)
IP電話をご利用のお客さまは052-848-2495へおかけください。
www.tohogas.co.jp/denki/ 東邦ガス 電気 検索



お客さまからのよくあるご質問

Q&A



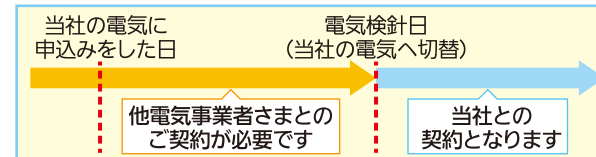
変更する前や変更した後に、こんなご質問をいただきます!

みなさまの疑問についてお答えをします。

切替えのタイミング

Q 申込みをした次の日から切替えが始まるの?

A お申込みから半月~1ヵ月半ほど後の電気の検針日から当社の電気に切り替わります。
当社の電気に切り替わる日は、別途当社から **ハガキ** でご案内します。



※現在ご契約中の小売電気事業者の請求タイミングによっては、当社との需給契約へ切り替わった後に、現在ご契約中の小売電気事業者からの請求書が届く場合がございます。
※ガス料金とあわせてのご請求となるため電気料金の請求確定日が大きく変わる場合もございます。

お引越し

Q 引越し(転入)などで、新たに電気の使用を開始する場合はどうするの?

A 使用開始希望日よりご使用いただけます。
お急ぎの場合は、電話にてご相談ください。



ご契約内容の変更

Q 契約電流(アンペア)等の変更はいつでもできるの?

A 新たにご利用開始(もしくは前回契約電流等の変更をした時)から1年間は、原則契約電流等を変更することはできません。



スマートメーターへ取替え

<ご自宅にスマートメーターが設置されていない方のみ対象>

スマートメーターへの取替えは既存の電力会社(中部電力パワーグリッド等)が行います。
取替費用はかかりません。

※ただしメーターの位置を変更するなど配線工事を伴う場合には費用が発生することがございます。
※取替工事は、電気使用開始後になる場合がございます。



スマートメーターで
自動検針
するよ

検針票

Q 電気の検針票は今まで通り届くの?

A ご契約先にかかわらず、スマートメーターへの切替により、検針時に発行される検針票は届かなくなります。
ご請求金額やご使用量等は、原則、Web会員サービス **Club TOHOGAS** にてお知らせいたします。
電気ご使用開始後、Web会員サービス **Club TOHOGAS** に会員登録のうえ、電気料金プランのお客さま番号のご登録をお願いいたします。

ご登録はコチラから

がすてき

検索



※Web会員サービス「Club TOHOGAS」にご契約の電気料金プランのお客さま番号をご登録されていないお客さまについては、書面の請求書を発行いたします。この場合、以下の対象電気料金プランについては、帳票発行手数料[130円/月(税込)]をご負担いただきます。

【対象電気料金プラン】

ファミリープラン、ビジネスプラン、ビジネスプラン(動力用)、シンプルプランⅠ、シンプルプランⅡ、ポイントでんきプラン、ポイントでんきプラン(C)、ギフトでんきプラン、ギフトでんきプラン(C)、ボーナスでんきプラン、ボーナスでんきプラン(C)、グリーンエコプラン(再エネでんき)、グリーンエコプラン(再エネでんき)C、グリーンエコプラン(再エネでんき)動力、トクトクタイムプラン(夜トク)、トクトクタイムプラン(夜トク)C、トクトクタイムプラン(夜トク)【朝型】、トクトクタイムプラン(夜トク)【朝型】C、トクトクタイムプラン(夜トク)【夜型】、トクトクタイムプラン(夜トク)【夜型】C、トクトクタイムプラン(昼トク)、トクトクタイムプラン(昼トク)C



電気料金プラン

ご家庭や商店等で一般的にご使用される方
【アンペア(A)でご契約のお客さま向け】

中部電力ミライズの従量電灯Bに相当するプラン



ファミリープラン・シンプルプランI 料金表

電気料金おトク額早見表

月間使用量 (kWh)	ファミリープラン 年間おトク額	
	40A以上	30A以下
350	約3,800円	約2,600円
400	約4,700円	約3,500円
450	約5,200円	約4,000円
500	約5,700円	約4,500円
700	約5,900円	約4,700円

さらに

※おトク額は、中部電力ミライズの従量電灯Bと当社ファミリープランとの差額(2025年12月現在)。
※毎月のご使用量の変動により、おトク額は変動します。
※契約電流が15アンペア以下の場合、使用量によってはおトクにならない場合がございます。
※試算には、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれません。消費税等相当額を含みます。

ご利用のガス機器による割引

暖房割引 電気基本料金の5%分を割引	20A以下	年間 360円割引
	30A	年間 552円割引
	40A	年間 648円割引
	50A	年間 840円割引
または 床暖割引 電気基本料金の8%分を割引	20A以下	年間 564円割引
	30A	年間 876円割引
	40A	年間 1,044円割引
	50A	年間 1,344円割引
または 家庭用燃料電池(エネファーム)割引 電気基本料金の10%分を割引	20A以下	年間 708円割引
	30A	年間 1,092円割引
	40A	年間 1,296円割引
	50A	年間 1,680円割引

※割引の適用はいずれかのみとなります。[税込]

料金表

東邦ガスグループのガスあり/ 東邦ガスグループのガスなし/

ファミリープラン		単位	料金単価	
電気基本料金 (1か月あたり)	20A以下	1契約	587.28円	
	30A		908.42円	
	40A		1,076.56円	
	50A		1,397.70円	
	60A		1,718.84円	
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	40A以上	30A以下
	第2段階料金	200kWhまで	21.18円	21.18円
	第3段階料金	250kWhまで	25.62円	25.32円
	第4段階料金	300kWhまで	25.64円	25.34円
	第5段階料金	350kWhまで	25.66円	25.36円
	第6段階料金	400kWhまで	26.59円	26.59円
	第7段階料金	500kWhまで	27.12円	27.12円
	第8段階料金	700kWhまで	27.73円	27.73円
	第9段階料金	1,000kWhまで	28.56円	28.56円
	第10段階料金	1,000kWh超	28.58円	28.58円
暖房割引			28.60円	28.60円
床暖割引			電気基本料金×▲5%	
家庭用燃料電池(エネファーム)割引			電気基本料金×▲8%	
			電気基本料金×▲10%	

【ファミリープラン適用条件】電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当する場合に適用します。
①電気供給と同一の需要場所で、同一の名義により、東邦ガス、東邦液化ガスおよび当社が承諾した事業者が供給するガス(都市ガス・LPG)または当社が承諾した事業者が提供する対象のサービスを使用すること。②契約電流が60アンペア以下であること。
③1需要場所で動力用の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
【シンプルプランI適用条件】電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当する場合に適用します。
①契約電流が60アンペア以下であること。②1需要場所で動力用の契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
【割引について】次のいずれかの割引をご選択いただけます。
●暖房割引:電気供給と同一の需要場所で、ガス暖房機器を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に5%を乗じたものとなります。
●床暖割引:電気供給と同一の需要場所で、ガス温水床暖房を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に8%を乗じたものとなります。
●家庭用燃料電池割引:電気供給と同一の需要場所で、家庭用燃料電池システム(エネファーム)を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に10%を乗じたものとなります。

ご家庭、商店、事務所、飲食店等でご使用される方
【キロボルトアンペア(kVA)でご契約のお客さま向け】

中部電力ミライズの従量電灯Cに相当するプラン



ビジネスプラン・シンプルプランII 料金表

電気を多く使う
ご家庭も対象です

電気料金おトク額早見表

月間使用量 (kWh)	ビジネスプラン 年間おトク額
300	約2,600円
500	約6,500円
700	約10,400円
1,000	約16,000円
1,500	約25,200円
2,000	約34,100円
3,000	約51,800円
4,000	約69,200円

さらに

※おトク額は、中部電力ミライズの従量電灯Cと当社ビジネスプランとの差額(2025年12月現在)。
※毎月のご使用量の変動により、おトク額は変動します。
※試算には、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれません。消費税等相当額を含みます。

ご利用のガス機器による割引

暖房割引
電気基本料金の5%分を割引
または
床暖割引
電気基本料金の8%分を割引
または
家庭用燃料電池(エネファーム)割引
電気基本料金の10%分を割引

※割引の適用はいずれかのみとなります。[税込]

料金表

東邦ガスグループのガスあり/ 東邦ガスグループのガスなし/

ビジネスプラン		単位	料金単価	
電気基本料金(1か月あたり)		kVAあたり	321.14円	
		1契約	▲208.00円	
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	1kWhにつき	21.18円
	第2段階料金	300kWhまで		25.62円
	第3段階料金	500kWhまで		26.98円
	第4段階料金	700kWhまで		27.02円
	第5段階料金	1,000kWhまで		27.05円
	第6段階料金	1,500kWhまで		27.09円
	第7段階料金	2,000kWhまで		27.13円
	第8段階料金	3,000kWhまで		27.15円
	第9段階料金	5,000kWhまで		27.17円
	第10段階料金	5,000kWh超		27.19円
暖房割引			電気基本料金×▲5%	
床暖割引			電気基本料金×▲8%	
家庭用燃料電池(エネファーム)割引			電気基本料金×▲10%	

[税込]

【ビジネスプラン適用条件】電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当する場合に適用します。
①電気供給と同一の需要場所で、同一の名義により、東邦ガス、東邦液化ガスおよび当社が承諾した事業者が供給するガス(都市ガス・LPG)または当社が承諾した事業者が提供する対象のサービスを使用すること。②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。③1需要場所で動力用の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
【シンプルプランII適用条件】電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当する場合に適用します。
①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。②1需要場所で動力用の契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
【割引について】次のいずれかの割引をご選択いただけます。
●暖房割引:電気供給と同一の需要場所で、ガス暖房機器を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に5%を乗じたものとなります。
●床暖割引:電気供給と同一の需要場所で、ガス温水床暖房を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に8%を乗じたものとなります。
●家庭用燃料電池割引:電気供給と同一の需要場所で、家庭用燃料電池システム(エネファーム)を使用している場合に適用し、割引額は電気の基本料金に10%を乗じたものとなります。

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

電気料金プラン

業務用エアコンやモーター等動力をご使用される方
【キロワット(kW)でご契約のお客さま向け】



ビジネスプラン(動力用)料金表

中部電力ミライズの低圧電力に相当するプラン

電気料金おトク額早見表

契約電力(kW)	年間おトク額
1	約 1,000円
5	約 5,100円
10	約 10,300円
15	約 15,500円
20	約 20,700円
30	約 31,100円
40	約 41,500円

※おトク額は、中部電力ミライズの低圧電力と当社ビジネスプラン(動力用)との差額(2025年12月現在)。
※力率は85%にて試算。
※試算には、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。消費税等相当額を含みます。
※月間使用量は300kWhにて試算。

料金表

	単位	料金単価
電気基本料金(1か月あたり)	kWあたり	1,117.71円
電力量料金	夏季 (毎年7月1日から 9月30日までの期間)	16.83円
	その他季 (毎年10月1日から翌年の 6月30日までの期間)	15.29円

【ビジネスプラン(動力用)適用条件】 [税込]

動力を使用し、次のいずれにも該当する場合に適用します。
①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
②1需要場所で電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのプランとあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

電気料金の計算方法

$$\text{電気料金} = \text{基本※1料金} + \text{電力量料金} \times \text{1か月のご使用量} - \text{割引額} \pm \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

燃料費調整額は、燃料費調整単価 × 1か月のご使用量
再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー発電促進賦課単価 × 1か月のご使用量

※1 まったく電気を使用していない場合の基本料金は半額となります。
※2 燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限はありません。
●電気料金は、燃料価格(原油、液化天然ガス、石炭)の変動に応じて、燃料費調整額として電気料金を毎月調整いたします。当社電気料金は、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格に上限を設定していないため、平均燃料価格に上限を設定している他社の電気料金と比べて高くなる場合があります。●電気料金の一部として、電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。●消費税等相当額を含みます。

電気のご契約に関する重要事項(低圧)

本書では、当社がお客さまに電気を販売する際の重要事項を説明いたします。

1. 申込方法

- 当社所定の様式によって、次のいずれかの方法により、申し込みを受け付けます。
- (1) 当社所定の申込書の授受等、書面の取交わりにより受け付ける方法
 - (2) 提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
 - (3) 口頭、電話により受け付ける方法

2. 使用開始の予定年月日

- (1) 当社は、お客さまとの需給契約が成立したときには、需給開始に必要な手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給いたします。この場合の需給開始予定日は、次のとおりとし、需給契約成立後すみやかに書面にてお客さまに通知いたします。
 - 現在ご契約中の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日といたします。
 - 引越(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日といたします。ただし、いずれの事業者とも電気の供給に関する契約がない状態で電気の使用を開始し、のちに当社との需給契約が成立した場合は、その使用を開始した日といたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらかじめお客さまとの協議のうえ、需給開始予定日を定めて電気を供給いたします。

3. 電気料金

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 - 割引額 ± 燃料費調整額 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。

原油・液化天然ガス・石炭の価格(以下「燃料価格」といいます。)の変動に応じて、燃料費調整額(燃料費調整単価^(注) × 使用電力量)として電気料金を毎月調整いたします。なお、燃料価格の高騰等によっては、燃料費調整額が大きくなる場合があります。電気料金が大きく変動する可能性があります。

電気のご契約に関する重要事項(低圧)

また、燃料費調整単価の算定に用いる平均燃料価格の上限を設定していないため、燃料費調整に係る平均燃料価格に上限を設定している他社の電気料金と比べて高くなる場合があります。

(注) 貿易統計にもとづく3か月の平均燃料価格と、基準燃料価格(45,900円/k)に差が生じた場合に、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は銭単位とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。実際に適用される燃料費調整単価は当社ホームページからご確認ください。
電気料金プランおよび料金の算定方法については、電気料金プラン約款または当社ホームページをご参照ください。

4. 契約電流・契約容量・契約電力

お客さま申し出の契約電流、契約容量または契約電力とし、電気需給約款の定めるところに従い決定いたします。他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、当社に申し込みをされた時点の他の小売電気事業者との需給契約における契約電流、契約容量または契約電力の値を引き継ぐことがあります。

5. 工事費等

計量器や電流制限器等は一般送配電事業者または配電事業者(以下「一般送配電事業者等」といいます。)の所有とし、一般送配電事業者等の負担で取り付けるため、費用は原則無料です。ただし、託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)にもとづいて工事費負担金等お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者等から請求を受けた場合は、お客さまは当社の請求に応じ、当該工事費負担金等に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を支払うものいたします。

6. その他負担いただく費用

お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。

7. 供給電圧および周波数

- (1) 供給電圧は標準電圧100ボルトまたは200ボルトとなります。
- (2) 周波数は標準周波数60ヘルツ(一部地域は50ヘルツ)となります。

8. 供給電力(量)の計量方法および料金調定の方法

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、原則として30分単位で、一般送配電事業者等が設置した計量器により計量いたします。
- (2) 使用電力量の値にもとづき、原則として毎月1日から月末日までの期間で料金の算定を行います。
- (3) 料金の算定期間が1か月に満たない場合は、日割計算を行います。
- (4) 計量の結果は、料金の算定期間ごとにお客さまにお知らせいたします。

9. 料金その他の支払方法

お客さまは、料金を口座振替またはクレジットカード払いにより、毎月お支払いいただきます。ただし、次の場合は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

- (1) 口座振替でお支払いいただいている場合であって、当社への支払いがなされなかった料金および延滞利息
- (2) クレジットカード払いでお支払いいただいている場合であって、クレジットカード会社から当社への支払いがなされなかった料金および延滞利息

工事費負担金等およびその支払いに必要な手数料についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

10. 帳票発行手数料

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、原則として、各帳票の発行につき、
(2) に定める帳票発行手数料をお客さまに請求いたします。なお、帳票発行手数料は、原則として、帳票が発行された直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

イ お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

ロ お客さまが、料金を払込みの方法でお支払いいただく場合で、当社が払込書を発行した場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

イ (1)イの場合

1 料金の算定期間および1通につき 130円/月(税込)

ロ (1)ロの場合

1 料金の算定期間および1通につき 250円/月(税込)

11. お客さま側の保安等に関するご協力

電気の需給にあたり、一般送配電事業者等が定める託送約款等に規定された内容を遵守していただきます。託送供給等約款には次のようなお客さまにお守りいただく事項等がございます。

電気のご契約に関する重要事項(低圧)

- (1) お客さまの電気のご利用に際し、設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。
- (2) 当社および一般送配電事業者等は、必要な業務のために、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- (3) お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合等には、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備を施設して、電気を使用していただきます。
- (4) 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合等には、その旨を当社および一般送配電事業者等に通知していただきます。

12. 契約期間
需給開始日から、同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の月末までといたします。

13. 契約更新・契約変更に関する事項
(1) 需給契約の終了または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されます。
(2) 契約種別または契約電流、契約容量および契約電力を変更する場合は、変更後の契約は、当社が変更申し込みを承諾した後の最初の料金算定期間より適用いたします。
ただし、お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約電流、契約容量および契約電力を新たに設定もしくは変更した後、1年間は変更することはできません。

14. 契約変更・解約にともなう費用

お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に需給契約を変更または解約する場合において、当社が一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづく継続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を支払うものといたします。

15. お客さまからの申し出による契約の解約
(1) 他の小売電気事業者への切り替えにともなう解約については、新たな小売電気事業者へ申し込みください。
(2) 引越し等の理由により需給契約を終了しようとする場合は、あらかじめ終了希望日の2営業日前までに当社所定の方法(電話等)によって、当社に通知していただきます。

16. 当社からの契約の解約
当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
(1) 支払義務発生日の翌日から起算して50日を経過してもなお料金または延滞利息のお支払いがない場合
(2) 当社とその他の需給契約またはガスの使用契約の料金について(1)の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
(3) この需給契約にもとづいてお支払いを求めた料金または延滞利息以外の債務(違約金、工事費負担金等)について、お支払いがない場合
(4) 当社の媒介、代理または取次ぎを業として行う者との契約の料金支払債務その他の債務について、支払期限日を経過してもお支払いがない場合
(5) 当社による需給契約の承諾の意思表示の後、口座振替やクレジットカード払いの申込書に不備があることが判明し、口座振替およびクレジットカード払いの申し込み手続きを完了できない場合
(6) 適正契約の保持のため、契約の変更を依頼されたお客さまが当社の定めた期日までにその変更を行わない場合
(7) 一般送配電事業者等により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
(8) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申し立てを受けた場合
(9) 振出し、引受け、裏書きした手形または小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
(10) 破産、特別清算、民事再生、会社更生もしくはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら申し立てを行った場合
(11) お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、またはその疑いがあると認められた場合
(12) 電気需給約款または電気料金プラン約款(以下、「本約款等」といいます。)および託送約款等、法令、条例、規則等に反した場合

17. 約款の変更手続きについて
(1) 当社は、民法548条の4の規定にもとづき個別にお客さまの合意を得ることなく本約款等の内容を変更することがあります。この場合、原則として、約款変更を行った日から、変更後の本約款等によるものとします。なお、当社は、本約款等を変更するときは、その効力発生時期を定めるとともに、本約款等を変更する旨および変更後の本約款等の内容ならびにその効力発生時期を、事前に、書面の交付、ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適切と判断した方法(以下、「当社が適切と判断した方法」といいます。)によりお知らせいたします。
(2) 本約款等の変更をしようとし、または変更した場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
○供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
○契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
(3) 本約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をとみなない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

18. その他
(1) 当社と需給契約を締結される場合、申し込み前にご利用されていた小売電気事業者または取次業者(以下、「旧事業者」といいます。)との間で締結された小売供給契約は、当社がお客さまを代行して行う廃止取次(旧事業者との間で締結された小売供給契約の解約の申し込みを行うこと)により解約されます。旧事業者との間で締結された小売供給契約の内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へ申し込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス(特典およびポイントサービス)等について、当社への申し込みによる供給事業者の変更を

- 以て失効またはご利用停止となる場合があります。お客さまは本項の内容をご確認いただき、承諾の上で当社に需給契約を申し込まれるものとし、当社と需給契約を締結するに伴ってお客さまに生じた不利益・損害について、当社は責任を負わないものとします。
- (2) 他のエネルギーから電力へエネルギー源を切替える場合等には、既存設備の撤去等が必要になる可能性があります。切替前の事業者との間の他のエネルギー供給契約上の解約条件によっては、一定期間前に切替前の事業者に対して、解約の通知を行っていただく必要が生じる可能性があります。
 - (3) 現在の電力会社との契約で、すでに免税措置、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される場合は、当社窓口までお問い合わせください。
 - (4) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、需要場所、お客さまによる料金支払債務その他の債務の支払い状況(すでに消滅しているものを含み、当社および当社の媒介、代理、または取次ぎ先その他の契約の料金支払債務その他の債務を支払期限日を経過して支払われない場合を含みます。)その他やむをえない理由がある場合および当社が適当でない判断した場合には、お客さまの需給契約の申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。
 - (5) お客さまの都合により申し込み手続きを取り止めることとなった場合、需給開始予定日より前に、当社に対しその旨を申し出ていただきます。
 - (6) お客さまがクーリング・オフを行った場合や当社がお客さまとの需給契約を解除した場合等には、お客さまは無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保証供給(経過措置期間中は特定小売供給)を申し込んでいただく必要があります。なお、クーリング・オフは、旧事業者との間の小売供給契約が廃止取次により解約されたことを無効とするものではありません。
 - (7) 無契約状態で電気の使用を開始されたお客さまは、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保証供給(経過措置期間中は特定小売供給)を受けたこととするかを選択していただく必要があります。
 - (8) 当社は、契約手続きに際しお伺いしたお客さまの情報を、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、一般送配電事業者等、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関と共同利用いたします。
 - (9) 上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が別途定める電気需給約款(低圧)、電気料金プラン約款によります。なお、電気需給約款(低圧)および電気料金プラン約款は、当社ホームページからご確認ください。

●小売電気事業者のお問い合わせ先

名称 : 東邦ガス株式会社
登録番号 : A0085
住所 : 〒456-8511 愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19-18
電話番号 : 0570-019104
受付時間 平日9:00 ~ 19:00 (土日・祝日・12/29 ~ 1/3除く)
メールアドレス : denki-info@tohogas.co.jp

●媒介業者のお問い合わせ先

媒介業者によるご契約の場合、申込書等のお客さま控えまたは当社ホームページにてご確認ください。

2025年12月1日現在

クーリング・オフのお知らせ

お申込みいただく際は、本お知らせの内容を十分にお読みください。

1. お客さまが、特定商取引に関する法律(以下、「特商法」といいます。)第2条に定める訪問販売または電話勧誘販売で申込み(契約)をされた場合、本書を受領された日(本書より前に特商法に定める申込みの内容を記載した書面を受領した場合は、当該書面を受領した日)から8日を経過するまでは、書面または電磁的記録により無条件で申込みの撤回(契約が成立したときは契約の解除)を行うこと(以下、「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は書面または電磁的記録を発信したとき(郵便消印日付等)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しまたは役務の提供を受け、かつ、代金の全部を支払うこと)を行った場合、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。
2. クーリング・オフを行う場合、お客さまは、①損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。②すでに引き渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用は当社が負担します。③すでに代金または対価の一部もしくは全部を支払っている場合はすみやかにその全額の返還を受けることができます。④商品を使用もしくは消費し、または権利を行使して得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。役務の提供を受けまたは施設を利用した場合でも当該契約にもとづく対価の支払義務はありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるため、当社が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

<役務提供事業者>

名称および代表者 : 東邦ガス株式会社
代表取締役社長 山崎 聡志
住所 : 〒456-8511 愛知県名古屋市中区熱田区桜田町19-18
※申込日、媒介業者名および担当者は申込書お客さま控えにてご確認ください。

2025年12月1日現在

I. 個人情報保護方針

東邦ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、個人のプライバシー尊重の理念の下に、個人情報の適切な保護を重大な責務と認識し、個人情報保護法その他の関係法令等を遵守して、以下のとおり個人情報情報を適切に取り扱うとともに、取組み体制の整備と改善に努めます。

- 当社は、個人情報の取扱いにあたっては、その利用目的を特定し、ご本人に通知又は公表のうえ取得するとともに、その目的の達成に必要な範囲内で利用します。
- 当社は、個人情報を適切な方法で取得します。なお、法令に定められた場合を除き、ご本人の同意を得ることなく、人種、信条等の要配慮個人情報取得しません。
- 当社は、個人情報を正確かつ最新の内容に保ち、利用する必要がなくなった個人情報は速やかに消去するよう努めます。
- 当社は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のため、適切な措置を講じます。
- 当社は、法令に定められた場合を除き、ご本人の同意を得ることなく個人情報情報を第三者に提供しません。なお、第三者に個人情報を提供する場合は第三者から個人情報を取得する場合は法令等に従い適切に対応します。
- 当社は、保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止、消去等のご請求およびその他お申し出に対し、所定の窓口で誠意をもって適切に対応します。
- 当社は、個人情報保護の管理者を定めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内規程を整備し、適切な管理に努めます。
- 当社は、継続的に個人情報の保護を図るため、技術的対策、従業員の教育啓発、委託先の指導監督等を実施します。

II. 保有個人データの安全管理のために講じた措置

- 東邦ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、保有個人データの安全管理のために、以下の措置を講じています。
- 個人データの適正な取扱いの確保のため、[関係法令・ガイドライン等の遵守]、[質問及び苦情処理の窓口]等について本指針（個人情報保護指針）および個人情報の取扱いに関する社内規程を策定しています。
 - 個人データの取扱いに関する管理者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、個人情報保護法や個人情報の取扱いに関する社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の管理者への報告連絡体制を整備しています。
 - 個人データの適切な取扱いについて、従業員の教育啓発および委託先の指導監督を適宜実施しています。
 - 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
 - アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。
 - 外国において個人情報を取り扱うにあたっては、定期的に当該国の個人情報保護制度に関する情報を収集し把握した上で、安全管理措置を講じています。

III. お客さま情報の取扱いについて

東邦ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、個人情報保護方針に基づき、以下のとおりお客さまの個人情報（以下「お客さま情報」といいます。）を取り扱います。

- 個人情報取扱事業者の名称**
東邦ガス株式会社
- お客さま情報の利用目的**
当社は、ガス・電気・熱等の各種のエネルギーや各種サービスをお客さまにご利用・ご検討いただくにあたり、申込みの受付やお問い合わせ、保安点検、機器販売、設備工事等の機会に、当社が直接又は業務委託先等を通じて、又は電話帳・住宅地図等の刊行物等により、お客さま情報（お客さまのお名前、ご住所、電話番号、Eメールアドレス等）を取得いたしますが、これらの個人情報は以下の目的に利用させていただきます。
(1) エネルギー供給およびその普及拡大
(2) 消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安
(3) エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等

- の販売（リース・レンタル等を含む）・設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス
(4) 通信サービスの提供
(5) エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供
(6) 上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）又は当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR
(7) 上記（1）から（6）の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・分析、研究開発
(8) その他上記（1）から（7）に付帯する事業ならびに関連する業務の実施

なお、当社は、上記の業務を円滑に進めるため、金融機関、クレジットカード会社、コンビニエンスストア、債権回収会社、情報処理会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）、当社グループ会社等に業務の一部を委託することがあります。その際、当社からこれらの業務委託先に必要な範囲で個人情報を提供することがあります。その場合、当社は、業務委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

また、当社が受託する業務で第三者から個人情報を取得する場合には、その個人情報は受託する業務の範囲内でのみ利用します。

3. お客さま情報の第三者への開示・提供

- 当社は、2. お客さま情報の利用目的に記載した業務委託の場合および以下のいずれかに該当する場合にのみ、お客さま情報を第三者へ開示又は提供することがあります。
- ご本人の同意がある場合
 - 法令に基づく場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ご本人のご請求に応じてお客さま情報の第三者への提供を停止することを、法令の定めるところにより、あらかじめご本人に知り得る状態にあるとともに、個人情報保護委員会に届け出ている場合
 - 次項4. に掲げる者に対して提供する場合
- なお、当社がお客さま情報をもとに匿名加工情報を作成する場合や、その作成した情報を第三者へ提供する場合に、当該情報に含まれるお客さま情報の項目等を適切に公表します。

4. お客さま情報の共同利用

当社は、右記の会社との間でお客さま情報を共同利用いたします。

共同して利用 するお客さま 情報の項目	①氏名、住所、電話番号等の項目 ②エネルギー供給設備、エネルギー消費機器、住宅設備等の販売・修理等に関して取得されたすべての項目
共同して利用 する者の範囲	当社販売・サービス店（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）、当社関係会社
利用する者の 利用目的	①エネルギー供給およびその普及拡大 ②消費機器(厨房、給湯、空調等)の保安 ③エネルギー消費機器・警報器等の機器・住宅設備等の販売（リース・レンタル等を含む）・設置、修理・点検、商品開発、アフターサービス ④通信サービスの提供 ⑤エネルギー供給・利用およびその普及拡大に関連する生活支援サービスの提供 ⑥上記各種事業に関連する当社、当社グループ会社、協力会社（東邦ガスくらしショップ、住宅設備専門店等）又は当社提携先のサービス・商品のお知らせ・PR ⑦上記①から⑥の事業に関連するサービス・商品に関する調査・データ集積・

利用する者の 利用目的	分析、研究開発 ⑧その他上記①から⑦に付帯する事業ならびに関連する業務の実施
お客さま情報の 管理について責任を有する者	東邦ガス株式会社

なお、当社は平成28年4月1日以降に実施する電力小売事業のために平成28年2月8日以降に取得したお客さま情報の一部については、上記に加えて以下の共同利用も実施します。

共同して利用 するお客さま 情報の項目	①基本情報：お客さまの氏名・住所・電話番号および小売供給契約または電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の契約番号 ②供給（受電）地点に関する情報：託送供給契約または電力量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）を締結する一般送配電事業者の供給区域・離島供給約款対象・供給（受電）地点特定番号・託送契約高情報・電流上限値・接続送電サービスメニュー・力率・供給方式・託送契約決定方法・計器情報・引込柱番号・系統連系設備有無・託送契約異動年月日・検針日・契約状態・廃止措置方法 ③ネガワット取引に関する情報：発電販売量、需要調達量、需要抑制量、ベースライン
共同して利用 する者の範囲 （※1）	小売電気事業者（※2）、一般送配電事業者（※3）、需要抑制契約者（※4）、電力広域的運営推進機関
利用する者の 利用目的	①託送供給等契約の締結、変更または解約 ②小売供給等契約の廃止取次（※5） ③供給（受電）地点に関する情報の確認 ④電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務遂行 ⑤ネガワット取引に関する業務遂行
お客さま情報の 管理について責任を有する者	①基本情報：小売供給等契約を締結している小売電気事業者または一般送配電事業者 ②供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者 ③ネガワット取引に関する情報：需要抑制契約者

- ※1 当社は、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべての小売電気事業者、一般送配電事業者および需要抑制契約者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- ※2 小売電気事業者とは、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧に掲載されている事業者をいいます。
- ※3 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。
- ※4 需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している、電力広域的運営推進機関のホームページに掲載されている需要抑制契約者（ネガワット事業者）一覧に掲載の事業者をいいます。
- ※5 「小売供給等契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給等契約の申込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じて、お客さまを代行して、

既存の小売電気事業者に対して、小売供給等契約の解約の申込みを行うことをいいます。
また、平成29年1月5日より上記に加えて以下の共同利用も実施します。

共同して利用 するお客さま 情報の項目	①基本情報：お客さまの氏名・住所・電話番号および小売供給契約の契約番号 ②供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、内管、メーターガス栓位置、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報 ③供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法（※1）第159条第4項に規定する通知に関する情報
共同して利用 する者の範囲 （※2）	ガス小売事業者（※3）、一般ガス導管事業者（※4）
利用する者の 利用目的	①託送供給契約の締結、変更または解約 ②小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次（※5）および供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供 ③供給地点に関する情報の確認 ④ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行 ⑤ガス事業法（※1）第159条第4項の履行
お客さま情報の 管理について責任を有する者	①基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者） ②供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者（一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含む。） ③供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者

- ※1 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）によるガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。
- ※2 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべてのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。
- ※3 ガス小売事業者とは、ガス事業法（※1）第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます（事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録ガス小売事業者一覧をご参照ください）。
- ※4 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法（※1）第35条の許可を受けた事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成27年6月24日法律第47号）の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。）をいいます。
- ※5 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。
- 令和2年10月26日より上記に加えて以下の共同利用も実施します。

共同して利用 するお客さま 情報の項目	①基本情報：お客さまの氏名・住所・電話番号・小売供給契約の契約番号および契約種別 ②請求情報：検針情報、付帯サービス契約情報、ガス料金、付帯サービス料金 ③機器情報：ガス機器情報
---------------------------	---

お客さま情報の取扱い

共同して利用するお客さま情報の項目	④その他：お客さまのお申込み・お申し出内容等
共同して利用する者の範囲	当社のガス小売事業の取次事業者その他の提携事業者
利用する者の利用目的	①共同利用者によるエネルギーの案内および販売 ②料金の請求
お客さま情報の管理について責任を有する者	①基本情報：お客さまと小売供給契約を締結している事業者 ②請求情報：東邦ガス株式会社 ③機器情報：当該お客さま情報を一次的に取得した共同利用者 ④その他：当該お客さま情報を一次的に取得した共同利用者

令和5年9月22日より上記に加えて以下の共同利用も実施します。

共同して利用するお客さま情報の項目	①基本情報：発電者名 ^(※1) ・住所・電話番号・郵便番号・メールアドレス、再エネ特措法に規定される調達・交付期間の開始年月および終了年月 ②受電地点に関する情報：受電地点特定番号、託送契約高情報、請求金額、割引区分、検針日、契約変更有無、計器情報、受電電圧 ③供給地点に関する情報：供給地点特定番号、託送契約高情報
共同して利用する者の範囲	一般送配電事業者 ^(※2) 、発電者
利用する者の利用目的	系統連携受電サービス料金（発電側課金）における算定情報の通知・請求業務
お客さま情報の管理について責任を有する者	①基本情報：東邦ガス株式会社 ②受電地点に関する情報：一般送配電事業者 ③供給地点に関する情報：一般送配電事業者

※1 発電者とは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による発電者をいいます。なお、発電者の共同利用の範囲は、発電場所と同一の需要場所における供給地点の範囲に限ります。

※2 一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配電株式会社および沖縄電力株式会社をいいます。

令和6年4月1日より上記に加えて以下の共同利用も実施します。

共同して利用するお客さま情報の項目	①お客さまの基本情報（氏名、住所、電話番号、料金関連情報、その他提供サービスのご契約・利用状況等） ②お客さまご利用のエネルギー設備情報（内管、ガスメーター、ガス栓、ガス機器の機種・機器名等） ③お客さまからのお申し出等の内容、訪問・作業履歴（販売・修理等の内容等）
共同して利用する者の範囲	東邦ガスネットワーク株式会社
利用する者の利用目的	東邦ガスグループの総合的なコンプライアンス、リスク管理等の経営管理、法令に基づく権利の行使及び義務の履行、都市ガスの需要促進・利用拡大、各種サービスの提供、お客さまとの適切かつ円滑なお取引の履行 ただし、ガス事業法の規制に影響する範囲については除く
お客さま情報の管理について責任を有する者	東邦ガス株式会社

5. お客さま情報の開示

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の開示をご希望される場合には、ご請求いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で回答いたします。

6. お客さま情報の訂正等

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の内容について訂正、追加又は削除をご希望される場合には、ご請求いただいた方がご本人であることを確認した上で、事実と異なる内容がある場合には、合理的な期間及び範囲で情報内容の訂正、追加又は削除をいたします。

7. お客さま情報の利用停止・消去

当社が保有するお客さま情報に関して、お客さまご自身の情報の利用停止又は消去をご希望される場合には、ご請求いただいた方がご本人であることを確認した上で、合理的な期間及び範囲で利用停止又は消去をいたします。

これらの情報等の一部又は全部を利用停止又は消去した場合、不本意ながらご要望にそったサービスの提供ができなくなることがありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。（なお、関係法令に基づき保有しております情報については、利用停止又は消去のご請求には応じられない場合があります。）

8. お客さま情報の開示等の受付方法・窓口

当社が保有するお客さま情報に関する開示等（上記5. 6. 7.）は、以下の方法で、受け付けます。この受付方法によらない開示等のご請求等には応じられない場合がございますので、ご了承ください。

なお、お客さま情報の取扱いに関するお申し出等も、以下の方法で受け付けます。

(1) 受付手続き

電話でお問い合わせください。
受付手続きについての詳細は、お問い合わせいただいた際にご案内申し上げますが、ご本人（又は代理人）であることの確認をした上で、書面の交付その他の方法により回答いたします。また、ご請求の内容によっては、当社所定の申込書をご提出いただく場合がございます。

＜受付の窓口＞

・東邦ガスお客さまセンター（ナビダイヤル）0570-783981にご連絡ください。音声案内に沿ってご用件の番号をお選びください。
また、IP電話・海外からご利用の場合は、052-889-2828へおかけください。
・受付時間は、9時00分～17時00分（平日〔土日祝日及び5/1、12/29～1/4除く〕）です。

＜ご本人又は代理人の確認＞

ご本人からのご請求の場合は、ご本人であることを運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・パスポート・健康保険被保険者証・年金手帳等の証明書類の確認、当社登録電話番号へのコールバック、氏名・住所・電話番号・お客さま番号及びガス料金の支払方法等により確認させていただきます。

代理人からのご請求の場合は、代理人であることを、開示対象者本人の委任状（本人の署名・実印の押印が必要）と、開示対象者本人の印鑑登録証明書原本により確認させていただきます。

(2) 手数料

開示等のご請求に対し、書面の交付により回答した場合は、ご請求1件につき300円（税込）を手数料として、代金引換郵便（代金引換料・郵送料はお客さま負担）でお支払いいただきます。

9. その他の個人情報および法人等のお客さまの情報について

当社は、お客さま情報以外の個人情報につきましても、適宜上記に準じて適切に取り扱います。また、法人等のお客さまの情報につきましても、利用目的、情報の公知性等を考慮し、関係法令等に準拠して適切に取り扱います。

以上

インターネットによる支払方法のお手続き

口座振替

クレジットカード払い

ガス料金や電気料金の支払方法のお手続きは

ネットでかんたん申込み!

STEP1 まずは Club TOHOGAS に登録!

1 「二次元コード」の読み取り

担当者がタブレットで案内した「二次元コード」を読み取り、登録用メールアドレスを取得します。



2 メールの送信

読み取ったアドレスに空メールを送信。当社から返信される会員登録ページのURLをクリックします。



3 会員情報の登録

登録フォームにClub TOHOGASのご利用時に必要な情報を入力します。



4 パスワードの設定

登録完了メールのパスワード設定用URLをクリックし、パスワードを設定します。



※パスワード設定完了の翌日以降、契約手続きが完了しましたら、「契約情報登録のご案内」のメールが届きます。

契約のお手続きには数日程度かかる場合がございます。

メール受信後から、口座振替・クレジットカード払いの申込みページがご利用いただけます。

STEP2 口座振替・クレジットカード払いをお申込み!

1 ログイン

ご登録情報を入力してClub TOHOGASにログイン。



2 支払方法を選択

「各種お手続き」から口座振替またはクレジットカード払いの申込みページをクリック。



3 申込内容の入力

それぞれのページに沿って申込内容を入力。



4 申込完了

申込み完了後、受付完了メールが届きます。



既に Club TOHOGAS に登録済みの場合

●お引越し前のご契約を既にClub TOHOGASにご登録いただいている場合は、「マイページ」にてお引越し先の契約情報を追加登録のうえ、口座振替・クレジットカード払いのお申込み手続きをお願いします。

●お引越し先の契約情報の追加登録は、ガス使用開始日の1週間後以降を目安に行ってください。
※「入力されたお客さま番号に登録可能な契約情報が見つからない」等のメッセージが表示された場合は、2～3日後に再度追加登録をお試しください。

インターネットで口座振替がお申込み可能な金融機関

銀行 三菱UFJ銀行／三井住友銀行／みずほ銀行／ゆうちょ銀行／名古屋銀行／大垣共立銀行／十六銀行／百五銀行／あいち銀行／三十三銀行／静岡銀行／八十二銀行／北陸銀行／滋賀銀行／北國銀行／福井銀行／清水銀行／第四北越銀行／百十四銀行／富山第一銀行／東京スター銀行

信用組合・信用金庫 岐阜商工信用組合／愛知県中央信用組合／信用組合愛知商銀／イオ信用組合／瀬戸信用金庫／岐阜信用金庫／大垣西濃信用金庫／東濃信用金庫／愛知信用金庫／岡崎信用金庫／関信用金庫／いちい信用金庫／半田信用金庫／知多信用金庫／豊川信用金庫／豊田信用金庫／碧海信用金庫／西尾信用金庫／蒲郡信用金庫／静清信用金庫／島田掛川信用金庫／しずおか焼津信用金庫／浜松いわた信用金庫／豊橋信用金庫／尾西信用金庫／中日信用金庫／東春信用金庫／津信用金庫／北伊勢上野信用金庫／桑名三重信用金庫

農業協同組合 JABAバンクあいち／JABAバンクぎふ／JABAバンクみえ

ご注意事項

●パソコンをご利用の場合やタブレットでご案内した二次元コードを読み取れなかった場合は、当社ホームページよりお手続きください。

こちらから▶ 東邦ガス 支払い方法

●お申込みいただいてから、お支払い方法の変更までに1カ月程度かかる場合がございます。●手続き完了までは、払込票または現在の方法でのお支払いとなります。●登録手続きが完了しましたら、毎月の検針票または請求書にてお知らせします。●お申込み内容に不備があった場合は、Club TOHOGAS にご登録のメールアドレスまたは電話番号にご連絡させていただく場合がございます。

○下記の金融機関をご希望のお客さまは、当社ホームページより所定の申込書をお取り寄せいただき、必要事項をご記入の上、ご返送ください。[りそな銀行・埼玉りそな銀行・PayPay銀行・楽天銀行・住信SBIネット銀行・イオン銀行・SBI新生銀行・三菱UFJ信託銀行・みずほ信託銀行・三井住友信託銀行・SMBC信託銀行・東海労働金庫・東日本信濃連]

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

ガス使用開始に伴う作業結果のお知らせ^(注)

様

このたびは東邦ガスをご利用くださいまして誠にありがとうございます。
本日のガス使用開始に伴う作業(開栓作業)内容及び結果については、別紙□「開栓結果のお知らせ」または、以下の□「作業内容および結果欄」とおりです。ご確認をお願いします。

作業内容および結果

作業項目	作業内容	作業結果
お客さまへのご説明	本冊子、チラシ、ステッカーなどをお渡ししガスの安全使用のご説明をいたしました。また、ガスメーターの復帰方法およびガス機器の使用方法の概略説明をしました。	☐ 本冊子・ステッカーの配布 ☐ 安全周知対象機器に関するチラシ・ステッカーの配布
ガス配管の漏れ検査	ガスメーターから各ガス栓までのガス漏れを検査しました。	
ガス機器の調査	開栓作業時に確認できたガス機器の型式、都市ガス(天然ガス)との適合性、ガスソフトコード(ゴム管)などの接続具、点火・燃焼状況などを調査しました。	☐ 調査の結果、異常はございません。安心してご使用ください。 ☐ 一部改善を要します。詳しくは下記をご確認ください。
給気・排気設備の調査	開栓作業時に確認できた屋内に設置されている湯沸器・風呂がまなどの給気・排気設備が技術上の基準に適合しているかを調査しました。また、機種によって、一酸化炭素の測定を実施しました。	

※ガスに関するご相談がございましたら、お気軽にお申し付けください。

一部改善を要すガス配管またはガス機器

	対象	不具合内容	処置内容および対象機種	作業結果
ガス配管		ガス配管にガス漏れがあります。	修理を依頼しました。	修理後に開栓作業を再開します。
		ガス種に適合していません。	コンロ・湯沸器・風呂がま・ファンヒーター	取替え・調整などをお願いします。
		接続具に不具合があります。	コンロ・湯沸器・風呂がま・ファンヒーター	取替えをお願いします。
		点火・燃焼に問題があります。	コンロ・湯沸器・風呂がま・ファンヒーター	修理または取替えをお願いします。
ガス機器		給気・排気設備が調査基準に適合していません。	機器名 □湯沸器 □風呂がま	別紙「ガスふろがま・湯沸器の安全使用に関するお知らせ」をお読みいただき、改善をお願いします。
		一酸化炭素測定結果	機器名 測定値 □湯沸器 (%) □風呂がま (%)	一酸化炭素中毒事故につながるおそれがあります。修理または取替えをおすすめします。

※改善を要す対象にチェック(✓または○)があります。対象にチェックのない項目は問題ありません。

このような場所にガス機器はございませんか？

普段使用しない部屋・台所・洗面所にガス機器がありませんか？



同じ敷地内にある別棟または離れにガス機器がありませんか？



ご使用されておらず保管されているガス機器も含めて以下の該当機器はございませんか？

右の湯沸器を探しています

パロマ製 型式	東邦ガス 型式
PH-81F	PICM -250
PH-82F	
PH-101F	
PH-102F	
PH-131F	
PH-132F	
PH-161F	

＜該当製品の見分け方＞
製品側面にある機器型式プレートをご確認ください。

ガス瞬間湯沸器
PH-81F
○ガス用
定格電圧 単相AC 100V
定格周波数 50Hz/60Hz
定格消費電力 32W/38W
82・09-000001
パロマ

本日は、ご協力ありがとうございました。	作業課所名(店名)	作業者名
ガス開栓日		
年		
月		
日		

お得なガス料金メニュー(詳細は本冊子の23・24ページをご参照ください。)

- 本冊子にガスの安全使用の内容が詳しく記載してありますので、お読みいただきガスを安全にご使用ください。作業結果などをご確認いただき、「作業依頼票」の作業確認欄または「モバイル端末(開栓結果のお知らせ)」のお客さま署名欄にご署名をお願いします。また、お立ち会の方が代理人さまの場合は、ご説明内容を確実にご入居者さまにお伝えください。
- 当社のガスをお使いいただいている間は、定期的に当社または当社が委託した会社がお客さまのガス機器および給排気設備の調査を行います。

(注)当社へガス契約切替のお客さまは、ご入居時や定期的に本ページと同様に作業されていますので、今回は実施しておりません。

ガスメーターでガスが止まったときは

ガスが止まって、ガスメーターの赤いランプが点滅または、「止」、「ガス止」が表示されている時は、以下の手順で復帰してください

ご注意 ガス漏れの疑いもありますので、ガスくさくないか十分確認してください。ガスくさいときは、すぐに東邦ガスネットワーク(株)【連絡先は裏表紙をご参照】にご連絡ください。

ガスくさくないとき(ガス漏れ以外の原因のとき)は、復帰の手順に従って操作してください。

ガスメーターの復帰操作手順

1 ガス栓・器具栓を閉じるか、運転スイッチを切り、全てのガス機器を止めてください。(口火も止めてください)

(注) メーター入側のメーターガス栓は閉めないでください。

マイコンメーターの場合 赤ランプありタイプ

2 復帰ボタンの場合
キャップをはずし、復帰ボタンをゆっくり押しこみ、赤いランプが点灯したらすぐに手をはなしてください。(復帰ボタンが戻り、ランプが点滅します)

2 復帰レバーの場合(高所設置)
復帰用のヒモをゆっくり引き下げ、すぐに手をはなしてください。(復帰レバーが戻り、ランプが点滅します)

3 約3分間お待ちください。(マイコンがガスの安全を確認中です)
ランプの点滅が消えるとガスが使えます。

通信機能付きマイコンメーターの場合

赤ランプありタイプ

2 復帰ボタンの場合
復帰ボタンを押し、ランプの点灯を確認したら、すぐ手をはなしてください。(復帰ボタンが戻り、ランプが点滅します)

2 復帰レバーの場合(高所設置)
棒などで、復帰レバーを止まるまで強く押し、表示ランプが点灯したらすぐ棒などをはなしてください。

3 約60秒～90秒間お待ちください。(マイコンがガスの安全を確認中です)
ランプの点滅が消えるとガスが使えます。

赤ランプなしタイプ

2 「止/ガス止」表示を確認したら、復帰ボタンを押し、「L」表示が出たらすぐに手をはなしてください。

3 約60秒間お待ちください。(マイコンがガスの安全を確認中です)
「L」表示と「止」もしくは「ガス止」表示が消えるとガスが使えます。

マイコンメーターの機能

こんな時にガスをしゃ断します。

▶ 大きな地震(震度5相当以上)

▶ 多量のガス漏れ

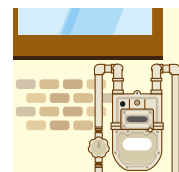
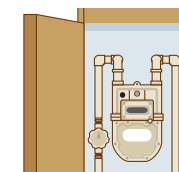
▶ 機器の消忘れなどの長時間使用

▶ 圧力低下

(ご注意)
お湯の沸かしすぎや、鍋が焦げるのを防止するものではありません。

- 微量のガス漏れ(しゃ断しませんが赤いランプの点滅でお知らせします。)
- マイコンメーターは以上のような機能を持っていますが、全てのガス漏れをしゃ断したり、ガス事故を完全に防止することや、「天ぷら火災」、「一酸化炭素(CO)中毒事故」などのあらゆる事故を防止するものではありません。また、マイコンメーターより上流側(ガス供給側)でのガス漏れには対応できません。

ガスメーターの位置を確認してください。



安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ

安全のために必ずお読みいただくページ

お客さまがご使用されているガス機器のページ

東邦ガスからのお知らせのページ